

全国児童福祉主管課長会議

平成23年2月10日（木）
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

(目次)

[平成23年度予算案の概要]

1. 平成23年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要・・・・・・・・・・ 3
2. 総合的な子ども・子育て支援の推進（平成23年度予算案等で対応）・・・ 12

[総務課関係]

1. 子ども・子育て支援の推進について
 - (1) 子ども・子育て新システムに関する検討状況について・・・・・・・・ 15
 - (2) 市町村行動計画及び都道府県行動計画に関する策定状況等の調査結果について・・・ 16
 - (3) 児童育成事業推進等対策費について・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
2. 児童虐待防止対策について
 - (1) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について・・・・・・・・・・ 17
 - (2) 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて・・・・・・・・ 18
 - (3) 児童相談所の体制強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (4) 市町村の体制強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (5) 児童家庭相談に携わる職員の研修について・・・・・・・・・・ 20
 - (6) 児童虐待防止に向けた啓発活動について・・・・・・・・・・ 21
3. 児童福祉施設等の整備及び運営等について
 - (1) 児童福祉施設等の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (2) 児童福祉施設等の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (3) 社会福祉施設等の防災対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について・・・・・・・・ 32
4. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について
 - (1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について・・・・・・・・ 34
 - (2) 措置費等の施設運営費の適正化について・・・・・・・・・・ 34
 - (3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について・・・・・・・・ 34

[総務課 関連資料]

- (資料1) 子ども・子育て新システムの基本的な考え方・・・・・・・・ 37
- (資料2) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
及び都道府県行動計画に関する策定状況等の調査結果について・・・・ 82
- (資料3) 児童環境づくり基盤整備事業（交付要綱案・実施要綱案）・・・ 84
- (資料4) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について・・・・・・・・ 162
- (資料5) 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて・・・・・・・・ 169
- (資料6) 平成22年度都道府県別児童福祉司の管轄人口・・・・・・・・ 176
- (資料7) 平成22年度補正予算【安心子ども基金の積み増し・延長】・・・ 177
- (資料8) 平成22年度「乳児家庭訪問全戸訪問事業」
及び「養育支援訪問事業」都道府県別実施状況・・・・・・・・ 179
- (資料9) 平成23年度 児童家庭相談に携わる職員等を対象とした
研修等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 180

[職業家庭両立課関係]

○ 仕事と家庭の両立支援対策の推進について

- (1) 育児・介護休業法について 183
- (2) 一般事業主行動計画の策定義務企業の拡大等について 184
- (3) ファミリー・サポート・センター事業について 184

[職業家庭両立課 関連資料]

- (資料1) 仕事と家庭の両立支援対策の概要 187
- (資料2) 改正育児・介護休業法の概要 188
- (資料3) 改正次世代育成支援対策推進法の内容 189
- (資料4) 次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について 190
- (資料5) 次世代育成支援対策推進法の認定企業に係る割増償却制度について . 192
- (資料6) ファミリー・サポート・センター事業の概要 193
- (資料7) ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）
の概要 194

[家庭福祉課関係]

1. 社会的養護体制の拡充について

- (1) 施設の小規模化・施設機能の地域分散化の推進 197
- (2) 里親委託等の推進について 198
- (3) 情緒障害児短期治療施設の設置推進 198
- (4) 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進 199
- (5) 平成23年度児童入所施設措置費等予算案の概要 199
- (6) 社会的養護関係の児童福祉施設最低基準の見直し検討について 199

2. 児童養護施設等の整備について 200

3. 母子家庭等自立支援対策について

- (1) 児童扶養手当について 201
- (2) 母子家庭等の就業支援対策の充実について 202
- (3) 母子寡婦福祉貸付金について 207
- (4) 養育費相談支援について 207
- (5) 保育所の優先入所等について 208
- (6) 子育て短期支援事業について 208
- (7) 全国母子世帯等調査の実施について 209
- (8) ひとり親家庭等に対する支援施策の周知等について 209

4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

- (1) 婦人保護事業の充実について 210
- (2) DV被害者に対する保護支援等について 211
- (3) 人身取引被害女性の保護について 212

[家庭福祉課 関連資料]

(資料1)	社会的養護の現状について	215
(資料2)	都道府県別の里親等委託率の差	216
(資料3)	児童養護施設の形態の現状と小規模化の必要性	218
(資料4)	施設の小規模化と家庭的な養護の推進	219
(資料5)	児童養護施設の形態の今後の在り方	220
(資料6)	里親委託の推進と里親支援機関	221
(資料7)	里親委託を推進する上での課題と取り組み	222
(資料8)	里親支援機関事業の実施状況（自治体別）	223
(資料9)	里親支援機関事業等の委託先	224
(資料10)	進学、就職の状況、自立支援の推進	225
(資料11)	児童養護施設入所児童（中学校卒業児童）進路状況一覧表	226
(資料12)	里親委託児童（中学校卒業児童）進路状況一覧表	227
(資料13)	児童養護施設入所児童（高等学校卒業児童）進路状況一覧表	228
(資料14)	里親委託児童（高等学校卒業児童）進路状況一覧表	229
(資料15)	里親等委託率（自治体別）	230
(資料16)	情緒障害児短期治療施設の設置状況（自治体別）	231
(資料17)	児童家庭支援センターの設置状況（自治体別）	232
(資料18)	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） の実施状況（自治体別）	233
(資料19)	児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施状況（自治体別）	234
(資料20)	退所児童等アフターケア事業の実施状況（自治体別）	235
(資料21)	母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進	236
(資料22)	児童扶養手当について	243
(資料23)	障害基礎年金の子の加算の見直しに伴う児童扶養手当の取扱い	244
(資料24)	母子家庭等自立支援対策について	245
(資料25)	就業支援策の推進について	246
(資料26)	母子家庭の就業支援関係の主要な事業	247
(資料27)	母子家庭等就業・自立支援事業	248
(資料28)	母子自立支援プログラム策定等事業	249
(資料29)	自立支援教育訓練給付金事業	250
(資料30)	高等技能訓練促進費等事業	251
(資料31)	ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	253
(資料32)	労働関係施策について	257
(資料33)	母子家庭の母の自立支援関係事業の実施状況等（平成21年度）	266
(資料34)	母子寡婦福祉貸付金償還率（平成21年度）	272
(資料35)	養育費相談支援センターについて	274
(資料36)	厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組	276
(資料37)	DV被害者等の相談・保護等の状況	277
(資料38)	DV関連事業の都道府県別実施状況	280
(資料39)	婦人相談所等職員の研修体制の整備	281
(資料40)	婦人相談所等における人身取引被害者への対応	282
(資料41)	「人身取引対策行動計画2009」の概要	283

(資料42) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 新旧対照表(案)	284
(資料43) 児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱一部改正 新旧対照表(案)	294
(資料44) 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱一部改正 新旧対照表(案)	311
(資料45) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(母子生活支援施設に おける特別生活指導費)の交付の取扱いについて(案)	321

[育成環境課関係]

1. 平成23年度子ども手当について	別冊
2. 放課後児童対策について	
(1) 「放課後子どもプラン」の着実な推進について	330
(2) 「子ども・子育てビジョン」に基づく放課後児童クラブ の充実について	330
(3) 「子ども・子育て新システム」に向けた検討について	331
(4) 放課後児童クラブの国庫補助について	331
(5) 放課後児童クラブの運営について	331
(6) 放課後児童クラブにおける安全確保等について	332
3. 児童厚生施設等の設置運営について	
(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について	333
(2) 児童館、児童センターの機能強化について	333
4. 児童委員及び主任児童委員について	
(1) 円滑な児童委員・主任児童委員活動について	335
(2) 関係機関との連携について	335
(3) 地方分権改革について	335
5. 母親クラブ等の地域組織活動等について	336
6. 児童福祉週間について	
(1) 趣旨について	336
(2) 児童福祉週間の標語について	336
(3) 児童福祉週間の事業展開について	336
7. 児童福祉文化財の普及について	337
8. (財)こども未来財団の事業について	337

[育成環境課 関連資料]

(資料1) 平成23年度 児童厚生施設等整備費新旧対照表	341
(資料2) 円滑な児童委員・主任児童委員活動について	345
(資料3) 児童福祉文化財について	346
(資料4) 平成23年度における(財)こども未来財団の助成事業等	347
(資料5) 平成23年度 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表(案)	348

[保育課関係]

1. 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト
[待機児童ゼロ特命チーム]について・・・別冊
2. 多様な保育サービス等の推進について
 - (1) 家庭的保育事業の推進について・・・356
 - (2) 病児・病後児保育事業について・・・357
 - (3) 保育所運営費の改善について・・・357
 - (4) いわゆる「宅幼老所」をはじめとする共生型サービスの推進について・・・357
3. 幼保一体化について
 - (1) 認定こども園の状況について・・・359
 - (2) 幼保一体化の検討について・・・359
4. 地域主権改革及び構造改革特区について
 - (1) 地域主権改革について・・・360
 - (2) 構造改革特区について・・・360
5. 保育所等における安全管理及び事故防止について・・・362
6. 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの策定について・・・363
7. 認可外保育施設に対する指導監督について・・・364

[保育課 関連資料]

- (資料1) 家庭的保育事業の充実について・・・367
- (資料2) 病児・病後児保育事業（非施設型（訪問型））について・・・368
- (資料3) 体調不良児対応型の実施要件について・・・369
- (資料4) 4月2日生まれの児童に対する保育単価の適用年齢を見直し
について・・・370
- (資料5) 認定こども園の概要・・・371
- (資料6) 地域主権改革について・・・372
- (資料7) 保育所における給食の外部搬入方式について・・・373
- (資料8) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に
係る臨時提案等に対する政府の対応について・・・374
- (資料9) 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインについて・・・375
- (資料10) 平成21年度特別保育実施状況・・・376

[母子保健課関係]

1. 妊婦健康診査等について
 - (1) 妊婦健康診査支援基金について・・・387
 - (2) HTLV-1抗体検査等について・・・387
 - (3) 妊婦健康診査の公費負担の状況調査について・・・387
 - (4) その他・・・387
2. HTLV-1母子感染に対する対応について・・・388
3. 不妊に悩む方への特定治療支援事業について・・・389
4. 子どもの心の診療ネットワーク事業について・・・390

5. 妊娠期から育児期に係る支援体制の充実について	
（１）妊婦について悩む者が相談しやすい体制の整備等について	391
（２）乳幼児健診の未受診者の受診勧奨について	391
6. 妊産婦ケアセンター運営事業の廃止について	392
7. 「健やか親子21」について	
（１）「健やか親子21」第2回中間評価について	392
（２）健やか親子21全国大会について	393
（３）マタニティマークについて	393
8. 児童福祉施設における食事の提供等について	
（１）「日本人の食事摂取基準」の改定について	394
（２）「児童福祉施設における食事の提供ガイド」について	394
9. 乳幼児身体発育調査について	394
10. 基礎自治体への権限移譲について	395
11. タンデムマス法による新生児マスキングについて	395

[母子保健課 関連資料]

（資料1）妊婦健康診査の公費負担の状況について	399
（資料2）HTLV-1母子感染予防対策について	400
（資料3）「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について	401
（資料4）子どもの心の診療ネットワーク事業について	402
（資料5）マタニティマークについて	403
（資料6）食育の推進について	406
（資料7）乳幼児身体発育調査の実施	407
（資料8）母子保健医療対策等総合支援事業の実施状況	408
（資料9）未熟児養育医療給付実施状況	410
（資料10）小児慢性特定疾患治療研究事業の実施状況	411
（資料11）都道府県別の主な母子保健指標等	412

[参考資料]

1. 平成23年度児童福祉関係主要会議等予定表	415
2. 説明事項にかかる照会先担当窓口等一覧表	419

[平成23年度予算案の概要]

平成23年度 雇用均等・児童家庭局 予 算 案 の 概 要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と家庭の両立の実現に向け、育児・介護休業制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制の整備、両立支援に取り組む事業主への支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の充実
- 2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策等の充実
- 3 母子保健医療対策の充実
- 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）
- 3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○予算額の状況

	22年度予算額	23年度予算(案)額	伸び率
局 合 計	22,861億円	27,738億円	21.3%
一般会計	21,960億円	26,880億円	22.4%
特別会計	902億円	858億円	▲4.8%
年金特別会計			
児童手当及び			
子ども手当勘定			
うち児童育成事業費	764億円	724億円	▲5.2%
労働保険特別会計	137億円	134億円	▲2.9%
労災勘定	6億円	5億円	▲16.6%
雇用勘定	131億円	128億円	▲2.2%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子ども手当の充実

《1兆4,722億28百万円→2兆77億44百万円》

（うち、給付費分：1兆9,478億73百万円（1兆4,555億94百万円）
事務費分：98億71百万円（166億34百万円）
現物サービス分：500億00百万円（新規）

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する（給付費分1兆9,479億円、事務費分99億円、現物サービス分500億円）。

給付費総額 2兆9,356億円*1*2

*1 上記のうち、国負担分2兆2,077億円（厚生労働省予算1兆9,479億円、国家公務員分560億円、地方特例交付金2,038億円）

*2 上記のうち、平成23年度上積み分給付費2,085億円（全額国費、10か月分）を含む（12か月分の場合約2,500億円）。

- 現金給付に関しては、
 - ① 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
 - ② 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - ③ ②以外の費用については、全額を国庫が負担する。
- 地方が地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）や待機児童対策（最低基準を満たす認可外保育施設への支援等）を新たに実施するために使えるよう、次世代育成支援対策交付金を改組し、新たな交付金を設ける。（500億円）

（注1）保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取り組みを行う。

（注2）支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。

（注3）児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。

（注4）所得制限は設けない。

（注5）公務員については、所属庁から支給する。

(注6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

(注7) 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。

【参考】別紙「5大臣合意」(平成22年12月20日)

2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策の充実

《415, 522百万円→440, 799百万円》

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

410, 048百万円

① 待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育(保育ママ)や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

② また、平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、現物サービスを拡大するための新たな交付金(再掲、新規500億円)のうち100億円程度を充てるとともに、22年度補正予算で1000億円を追加した「安心こども基金」(23年度末までカバー、都道府県に設置)から100億円程度を施設整備等に充てることにより、23年度は計200億円程度を措置。

(2) 放課後児童対策の充実

30, 750百万円

総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増(24,872箇所→25,591箇所)や開設時間の延長の促進など、放課後児童対策の拡充を図る(「小1の壁」の解消)。

3 母子保健医療対策の充実

《23, 058百万円→26, 204百万円》

(1) 不妊治療等への支援【一部特別枠】

9, 871百万円

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る(従来1回あたり15万円を年2回、通算5年までのところを、1年目は年3回まで対象回数を拡大(通算5年、通算10回を超えない)などの支援を行う)。

(参考) 【平成 22 年度補正予算】

○妊婦健診に対する公費助成の継続 111 億円

平成 22 年度補正予算において積み増しを行い、平成 23 年度も継続する妊婦健康診査支援基金により、引き続き、妊婦が必要な回数（14 回程度）の健診が受けられるよう支援する。

(2) 小児の慢性疾患等への支援 16, 110 百万円

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

《176, 432 百万円→185, 518 百万円》

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進 3, 614 百万円

①自立のための就業支援等の推進 3, 538 百万円

母子家庭等の自立を推進するため、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の事業を推進する。また、ハローワーク等と連携し、個々の家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業については、父子家庭についても当該事業の対象にするなどの充実を図る。

②養育費確保の推進 60 百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材育成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援 181, 904 百万円

ひとり親家庭の自立を支援するために児童扶養手当を支給する。また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《89, 673 百万円→91, 498 百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援 85, 862 百万円

①地域における体制整備

市町村における児童虐待防止対策の推進を図るため、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等について引き続き支援を行うとともに、相談対応職員の専門性の向上等を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所の専門性を高めるため、弁護士、警察官OBなどの雇い上げや家族再統合のための支援など促進する。

③児童家庭支援センターの拡充

子どもや保護者に対する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの箇所数を増加させる（104箇所→108箇所）とともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

④要保護児童等に対する社会的養護の充実

85,595百万円

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設や里親等について受け入れ児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化や退所児童等の自立に向けた支援等を推進する。

(2) 配偶者からの暴力（DV）防止

5,636百万円

婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修体制を充実させるとともに、当該相談所における一時保護委託の充実を図る。

6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

《9,780百万円→9,689百万円》

(1) 両立支援に関する雇用管理の改善

9,358百万円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替職員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー（仮称）（新規）を都道府県労働局に配置（107人）する。

また、両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて助成金を支給するとともに、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する社会的な気運を醸成する。

(2) 改正育児・介護休業法の円滑な施行

303百万円

改正育児・介護休業法に基づく制度の定着促進を図るとともに、企業への適正

な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を行う。

(3) 企業における次世代育成支援対策の推進

29百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出等が行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発に取り組む。

(参考)【平成22年度補正予算】

○保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止等	968億円
平成22年度補正予算により「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を平成23年度末まで延長する。	
・保育サービス等の充実	568億円
待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施する（年間約5万人の受入れ定員増等）。	
・すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実	300億円
地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備等を充実する。	
・児童虐待防止対策の強化	100億円
子どもの安全確認の強化のための児童相談所や市町村の補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施する。	

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《695百万円→556百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進 340百万円

男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導を強化する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 215百万円

男女労働者の間に事実上生じている格差に対する認識を促すため、使用者団体・業種別団体、労働組合と連携のもと格差の「見える化」を推進するとともに、格差解消のためのポジティブ・アクションを促進する。

2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）

3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1,478百万円→1,910百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、短時間均衡待遇推進等助成金及び中小企業雇用安定化奨励金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設し、パートタイム労働者及び有期契約労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進する。また、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

4 多様な働き方に対する支援の充実 《210百万円→188百万円》

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進（一部再掲） 146百万円

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、助成措置による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供等を行う。

(2) 良好な在宅就業環境の確保 42百万円

良好な在宅就業環境の整備を図るため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者等に対するスキルアップ支援等や在宅就業の仲介機関、在宅就業者それぞれの連携等を促進する。

5大臣合意

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
 - 所得制限は設けない。
 - 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業者が費用を負担する。
 - (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - 公務員については、所属庁から支給する。
 - 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が高まるような取組みを行う。
 - 支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。
 - 児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。
 - 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
 - 次世代育成支援対策交付金を改組し、地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス(現物サービス)を拡充することができるよう新たな交付金を設ける。
- 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。
- 平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方財政の増収分については、平成21年12月23日付け4大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。」との趣旨を踏まえ、国、地方の適切な負担調整を行う。このうち平成23年度の増収分については、地方特例交付金の減額(平成18年及び19年の児童手当法の改正による負担の増大に対応する部分に限る。)その他これに準ずる適切な措置を講じることにより国、地方の負担調整を行う。

- 平成23年度税制改正による所得税・住民税の成年扶養控除の縮減及び所得税の給与所得控除の縮減に係る税制改正の趣旨を踏まえつつ、これによる地方財政の増収分については、地方財源であるという性格にも鑑み、子ども手当に充てないが、各施策の見直しを行う中で、国、地方の適切な役割分担・経費負担を実現するための検討を行い、その結果と整合的な、一般財源化等の適切な措置を講ずる。このうち平成23年度の地方財政の増収分については、3.に掲げる適切な措置を講じる。あわせて、平成23年度厚生労働省予算の見直しにより所要額(200億円)を確保する。
- 3.及び4.に掲げる地方財政の増収分のうち平成24年度以降の毎年度の増収分については、2.に掲げる検討結果及び各施策の見直し内容等に基づいて、平成24年度以降の各年度の予算編成過程において取扱いを検討し、その結論を得て、順次措置する。
- 平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討する。その際、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」(平成22年7月27日閣議決定)のルールを踏まえ、厚生労働省の年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増については、3.に掲げる平成23年度分の地方財政の増収分に係る措置を前提に、追加要求をできることとする。

平成22年12月20日

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

総合的な子ども・子育て支援の推進(平成23年度予算案等での対応)

次代の社会を担う子どもを健やかな育ちを社会全体で支援するため、子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)を踏まえ、平成23年度予算案等において、妊娠期・出産等の保健医療、子ども手当の支給、待機児童解消政策の推進や仕事と子育ての両立支援など子育てに係る支援策を充実させることを通じて、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

【妊娠期・出産】

○妊婦健康診査支援基金の積み増し・延長 **継続**

【111億円(平成22年度補正予算)】
妊婦が必要な回数(14回程度)の健診が受けられるよう支援

○出産に関わる経済的負担の軽減 **継続**

【92億円(平成23年度予算案)】
出産育児一時金を42万円支給し、妊婦の経済的負担を軽減

※このほか、妊婦健診について、14回分の事業の公費負担に係る積算額は、1人あたり12万円程度(地方財政措置分を含む)

○不妊治療への支援 **拡充**

【95億円(平成23年度予算案)】
配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成(1回15万、1年目は年3回まで対象回数を拡大(通算5年まで、通算10回を超えない))

○周産期医療体制の充実 **継続**

【71億円(平成23年度予算案)】
総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターのMFIGU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等への財政支援

【乳幼児期】

○子ども手当の上積み **拡充**

・3歳未満の子どもに、子ども手当を2万円に上積みして支給(引き続き、中学校修了前の子どもに、1万3千円の子ども手当を支給)

・自治体が現物サービス充実のために使える新たな交付金制度を創設(500億円)

○待機児童解消策の推進 **拡充**

【4,100億円(平成23年度予算案)】
・保育所等の受入児童数(毎年約5万人)の拡大
・待機児童ゼロ特命チームの「国と自治体が一体的に取り組み待機児童解消「先取り」プロジェクト」の具体的施策の実施(総額200億円程度)
※新たな交付金(500億円)と安心子ども基金(968億円)により各々100億円程度を実施

○安心子ども基金の積み増し・延長 **拡充**

・保育所の整備等
・地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備
・子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げなどの児童虐待防止対策の強化を推進

○児童虐待への対応など要保護児童対策 **継続**

・こんにちは赤ちゃん事業や施設におけるケア単位の小規模化等を推進

○ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進 **継続**

○小児の慢性疾患等への支援 **継続**

○子宮頸がん等のワクチン接種の促進 **新規**

・地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン・ヒブ(ハモフィルスインフルエンザ菌b型)ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業に対する財政支援(都道府県に基金を設置)

【学童期】

○放課後児童対策の充実 **拡充**

【2兆77億円(平成23年度予算案)】
・放課後子どもプランの着実な推進
・放課後児童クラブの箇所数の増(24,872→25,591か所)や開設時間の延長

○安心子ども基金の積み増し・延長 **継続**

・保育所の整備等
・地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備
・子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げなどの児童虐待防止対策の強化を推進

○児童虐待への対応など要保護児童対策 **継続**

・こんにちは赤ちゃん事業や施設におけるケア単位の小規模化等を推進

○ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進 **継続**

○小児の慢性疾患等への支援 **継続**

○子宮頸がん等のワクチン接種の促進 **新規**

・地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン・ヒブ(ハモフィルスインフルエンザ菌b型)ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業に対する財政支援(都道府県に基金を設置)

○育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備 **継続**

○育休・短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備 **継続**

[総務課関係]

1. 子ども・子育て支援の推進について

(1) 子ども・子育て新システムに関する検討状況について

幼保一体化を含む新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度の構築については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）に基づき、平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出するとされた。

一方、総合的な子育て支援を進めるために、保育サービスの目標設定などを含む「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）を決定し、平成26年度に向けて保育サービスの定員の毎年約5万人増を目指すなど、基盤整備の拡充を進めている。

平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、同年6月29日には同会議で取りまとめられた「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が少子化社会対策会議で決定された。

制度の詳細については、「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ（副大臣・政務官級）」の下に設置された3つのワーキングチーム（有識者、保育・幼稚園関係者、地方団体、労使、子育て当事者などが参加）の下で、具体的な検討を進めているところである。

法案の早期提出に向け、内閣府を中心に政府として検討を進めている。

（関連資料1参照）

（今後の検討課題）

- ・ 子ども・子育て支援対策について、制度、財源、給付を一元化する仕組みの具体化
- ・ 幼保一体化の具体化
- ・ 多様な給付メニューの創設など保育サービス拡大の仕組みの具体化
- ・ 市町村に対する負担金・補助金の包括的な交付の仕組みの具体化
- ・ 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担の合意形成と仕組みの構築
- ・ 恒久財源の確保

（※）「社会保障改革の推進について」（平成22年12月14日閣議決定）において、子ども・子育て新システム法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐことが盛り込まれている。

(2) 市町村行動計画及び都道府県行動計画に関する策定状況等の調査結果について

各自治体の地域行動計画（都道府県行動計画及び市町村行動計画）については、5年を1期として策定することとされており、前期計画（平成17年度～平成21年度）にかかる必要な見直しを行ったうえで、本年度より後期計画（平成22年度～平成26年度）が策定されているところであるが、一部自治体において、行動計画が未策定となっている状況にある。

次世代育成支援対策の着実な推進のため、未策定の自治体におかれては、早期に策定するとともに、既に後期計画を策定された自治体にあっても、計画の公表がなされていない場合があるため、ホームページや広報誌等を活用して地域住民等への周知を図られたい。

また、都道府県におかれては計画未策定または未公表となっている管内市区町村に対して早期の策定・公表について、周知方お願いする。（[関連資料2参照](#)）

(3) 児童育成事業推進等対策費について

児童育成事業推進等対策事業については、児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金において、都道府県及び市町村を実施主体として事業を実施してきたところである。

平成23年度においては、同国庫補助金の対象事業であった地域組織活動育成事業、地域子育て環境づくり支援事業及び民間児童館厚生施設等活動推進事業が一般会計で実施される事に伴い、事業名を児童育成事業推進等対策事業から児童環境づくり基盤整備事業へ変更し、また、市町村を対象とした事業を廃止し、都道府県、指定都市及び中核市のみを対象とする事とした。

については、市町村を対象とした事業の廃止について、管内市町村へ周知いただくとともに、事務に遺漏なきようご注意ください。（[関連資料3参照](#)）

2. 児童虐待防止対策について

(1) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた平成2年度から増加し続けており、平成21年度は44,211件と過去最高となっている。また、児童虐待による死亡件数は、把握されているだけで、心中事件を除き毎年50～60件程度発生しており、その中には、児童相談所や市町村等の関係機関の関与がありながら、子どもの命が失われる事例も生じている。

児童虐待への対応に関し、今一度基本に立ち返り、目視による安全確認の徹底、臨検・捜索も視野に入れた立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など、日常の基本的な業務が適切に行われているかについて、定期的に業務の点検を行っていただき、救えたはずの子どもの命を救えなかったという事態が決して生じないように、子どもの安全を最優先とした対応を行うことを重ねて願います。

平成22年7月に大阪市で発生した虐待死事例等を踏まえて、同年8月に虐待通告のあった子どもの安全確認の徹底を通知や全国児童相談所長会議において指示し、同年9月には虐待通告のあった事例についての安全確認の実施状況についての調査結果を公表するとともに、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、通告・相談への対応や調査及び保護者・子どもへのアプローチへの対応における着眼点や工夫例等を盛り込み、児童相談所の執務の参考とするべく「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を作成し通知したところであり、児童に対する安全確認の徹底をお願いしたい。

厚生労働省としても、児童虐待による死亡事例の発生に強い危機意識を持っており、関係省庁等とも連携しながら、児童相談所や市町村の体制整備などに務めているところであり、虐待により子どもの命が失われることのないよう、児童相談所を中心に、地域全体でセーフティーネットの構築に向けた取組をお願いする。

また、死亡事例等が発生した都道府県等におかれては、児童虐待防止法に基づき当該事例の検証を実施していただくこととなるが、検証に当たっては、亡くなった子どもの視点に立って、今後同様の悲惨な事例の発生を防止するため、必要な改善に繋げるといった姿勢で臨むことを改めて願います。

(関連資料4参照)

(2) 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

平成19年の児童虐待防止法改正法附則において、「施行（平成20年4月）後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとされていることを受け、法務省が主となって「児童虐待防止のための親権制度研究会」（学者、弁護士、実務家、法務省、厚生労働省、最高裁判所事務総局等で構成）において、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて議論が行われ、平成22年1月に報告書が取りまとめられた。

この報告書を受け、民法に関する部分は、法務省の法制審議会「児童虐待防止関連親権制度部会」において、平成22年3月から検討が行われ、平成22年12月に要綱案がまとめられ、2月中にも法制審議会より答申が得られる予定である。

また、児童福祉法等に関する部分は、厚生労働省の社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」において、平成22年3月から検討が行われ、平成23年1月に報告書がまとめられた。

報告書の内容を踏まえた児童福祉法の改正案については、民法の改正に併せて、今国会に提出する予定であり、今後も適宜情報提供を行うこととしている。
(関連資料5参照)

(3) 児童相談所の体制強化について

ア 児童福祉司の配置について

子どもの安全確認・安全確保の強化等の観点から、児童相談所の体制強化を図ることが課題となっている。こうした役割を中心的に担う児童福祉司については、平成22年度地方交付税措置において、標準団体（人口170万人）当たり30人の配置が可能な経費が計上されているところであるが、平成23年度の地方財政措置において児童相談所の体制強化（児童福祉司の増員）が予定されているところである。

なお、平成22年度においては、標準団体（人口170万人）当たり30人の配置が可能な経費が計上されているところであるが、地域によっては、地方交付税措置がなされている児童福祉司数（人口5.6万人に1人）を下回っているところも見受けられることから、地方公共団体におかれては、児童福祉司等の積極的な配置をお願いする。

また、こうした増員だけでなく、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、意欲や経験のある人材の確保・配置や現任職員に対する研修の実施等を通じて専門性の確保と向上に努めていただきたい。

(関連資料6参照)

イ 安全確認強化のための補助職員の配置等について

平成22年度補正予算において、安心こども基金に、定額補助により、児童虐待防止に係る緊急強化対策として、虐待通告のあった児童の安全確認等のための補助職員の配置経費などを新たに盛り込んだところであるので（平成23年度までの措置）、補正予算を積極的に活用し、児童虐待防止の体制強

化を図っていただきたい。

また、この基金では、児童虐待防止対策強化のための広報啓発、資質の向上、体制強化のための環境改善、創意工夫に満ちた取組に係る経費も対象としているところである。(関連資料7参照)

ウ 一時保護所の体制の充実について

一時保護所については、虐待相談件数の増加とともに保護人員、保護日数ともに増加傾向にあることから、一時保護中の子どもへの対応の充実のため、

- 虐待を受けた児童等への心理的ケアの充実及びアセスメントの強化を図るため、一時保護所に配置する心理職員の常勤化（児童入所施設措置費）や、
- 学習環境の充実のための教員OBの配置や、トラブルの軽減・即時対応のための警察官OBの配置、外国人対応のための通訳の配置など、一時保護所に入所している児童の状況に応じた協力員の確保の促進（児童虐待・DV対策等統合支援事業）

を図っていただき、一時保護所の環境改善に努めていただきたい。

(4) 市町村の体制強化について

ア 地域協議会の機能強化について

平成21年度に全国の市町村が対応した児童虐待に関する相談対応件数は約5万7千件であり、児童相談所における相談対応件数と同様に増加している。一方、相談体制をみると市町村間の格差が大きく、市町村相談対応窓口や地域協議会調整機関における専門職員の確保など、その体制強化等が課題となっている。

また、児童虐待による死亡事例をみると、市町村等が関与していたにもかかわらず、適切なリスク判断や児童相談所との連携ができずに児童が死亡に至った事例も存在する。こうした状況からも、市町村の児童家庭相談体制を強化するため、各地域の児童虐待防止対策の要となる地域協議会の機能強化を図ることが重要である。

このため、平成22年度補正予算に、市町村職員等の資質の向上や実践力向上のための研修等の実施、システム環境の整備等を支援するための経費を盛り込んだところであるので、市町村の児童家庭相談体制等の強化を図るための活用について、管内市町村への働きかけをお願いする。

なお、平成22年4月現在、地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置率は98.7%で、ほとんどの市町村において設置が進んでいるところであるが、未設置の市町村についても、今後、地域協議会を設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む。）していただきたいので、都道府県におかれても、管内市町村への積極的な働きかけをお願いしたい。

(関連資料7参照)

イ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業の推進について

平成22年7月現在、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）については、1,561（89.2%）の市町村で、また、養育支援訪問事業については、1,041（59.5%）の市町村で取り組んでいただいているところである（いずれも雇用均等・児童家庭局総務課調べ）。

両事業は、平成21年4月1日より、児童福祉法に位置付けられるとともに、事業の実施について市町村に努力義務が課せられたところである。これらは、乳児家庭全戸訪問事業等により、要支援家庭が早期に把握され、継続支援としての養育支援訪問事業等につなぎ、家庭の養育力の向上を図り、ひいては児童虐待等を予防することにつながる重要な事業であると考えており、全市町村における両事業の実施を図っていきたいと考えている。

厚生労働省としては、平成21年3月に策定した両事業にかかる市町村向けガイドラインや、平成22年12月に自治体の工夫した取組などを取りまとめた「乳児家庭全戸訪問事業等の取組を推進するための事例集」の普及・活用を通じて、全市町村での両事業の実施を促進するとともに、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」と両事業との密接な連携が図られ、市町村における虐待防止の仕組みが構築されるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えているので、都道府県におかれても、管内市町村への働きかけをお願いする。（関連資料8参照）

（5）児童家庭相談に携わる職員の研修について

児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修については、今日の現場状況にあった効果的な研修内容となるよう、国が実施する研修と都道府県が実施すべき研修を整理するとともに研修の体系化を図り、平成20年度から、国としては、①児童相談所内の指導的立場にある者を対象とした研修、②都道府県が市町村の調整機関職員等を対象に実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」等の研修指導者の養成研修、③児童虐待対応における更なる専門性向上のための特別な研修等を実施するほか、地方自治体の福祉担当職員を対象とした児童福祉司資格認定通信課程を実施しているところである。

また、児童福祉法において、児童相談に係る市町村職員の研修が都道府県の業務とされていることから、各都道府県における児童家庭相談に携わる職員の研修体制がなお一層充実されるよう、市町村職員も対象としている「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金））を実施するなどにより、市町村の専門性向上について配慮を願いたい。

なお、国の実施する研修について、管内市町村にも周知を図った上で、積極的な受講派遣をお願いする。

また、職員の研修に係る経費については、安心こども基金（児童虐待防止対策の強化）も活用いただきたい。（関連資料7及び9参照）

(6) 児童虐待防止に向けた啓発活動について

平成23年度においても、関係機関、団体等と連携しながら「児童虐待防止推進月間」を実施し、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（テレビ、新聞等）による啓発等を行うほか、全国フォーラムを11月23日（祝・水）に岩手県盛岡市において開催する予定である。

また、平成22年度補正予算において、広報啓発のための経費を措置しているので、ご活用いただくとともに、管内市町村への働きかけをお願いします。

(関連資料7参照)

3. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

①次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、次世代育成支援対策施設整備交付金として、平成23年度予算案において、30億円計上したところである。

なお、協議等について、今後、決定次第お知らせする。

②安心こども基金について

平成20年度第2次補正予算、平成21年度第1次補正予算及び第2次補正予算において予算化された安心こども基金において、民間保育所及び地域子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしており、さらに平成22年度補正予算において、積み増しを行うとともに事業の実施期限を平成23年度末まで延長したところである。

また、保育所の整備事業等について、平成23年度中に工事に着手し、24年度に完了が見込まれる場合には助成対象とする運用改善を図ったので積極的にご活用いただきたい。

③社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）など

④木材利用の推進について

児童福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、

木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

また、先般の通常国会において「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）が成立し、平成22年10月1日から施行されているところであるが、本法律の趣旨も踏まえた木材利用をお願いする。

なお、保育所の木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書（木のぬくもりを保育所に）」及び「大型遊具編」が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。（参考：「木のぬくもりを保育所に」（<http://www.zenhokyo.gr.jp/nukumori/nukumori.htm>））

⑤地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備にあたっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

⑥財産処分の承認基準の見直しについて

国庫補助を受けて整備された児童福祉施設等に係る財産処分については、平成20年4月17日付雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」を発出したところである。これにより、財産処分承認基準の明確化や手続きの簡素化（包括承認制度の導入）を図っているところであり、これらの取り扱いについて、管内市町村及び社会福祉法人等へ周知をお願いしたい。

（参考）厚生労働省ホームページ（財産処分承認基準関係）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0421-1.html>

⑦独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業の貸付条件の見直しについて

独立行政法人福祉医療機構から、福祉貸付を受ける場合の融資条件について、待機児童の早急な解消を図る取組を進めるため、優遇期間の緩和などが図られることとなるので、関係施設等への周知をお願いしたい。

○ 待機児童の早急な解消を図るための保育所・放課後児童クラブの整備に係る融資条件の緩和

・ 優遇期間：平成21年～22年度 → 平成23年～26年度

- ・融資率：保育所、放課後児童クラブについて90%に引き上げ
 - 母子生活支援施設の本体整備と併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合の融資率の引き上げ（同時整備に限る）
 - ・融資率：80%に引き上げ
 - 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に係る融資率等の優遇措置
 - 地球温暖化対策を推進する観点から、木材の利用、再生可能エネルギーの利用、エネルギー効率の高い整備を行う場合に融資条件の優遇措置を講じる。
 - ・建築資金：建築物の構造が木造（耐火建築物又は準耐火建築物）である場合
 - ・設備備品整備資金：省エネルギー効果が25%以上の設備（太陽光発電装置、蓄熱システムなど）を整備する場合
 - ・融資率：一律90%に引き上げ
 - 地震防災対策特別措置法等に基づき行う改築整備等に係る融資率の引き上げ
 - ・融資率
 - 地震防災対策特別措置法等による改築整備：所定の融資率 + 5%
 - 災害復旧整備：一律90%に引き上げ
 - 平成22年度末で期限を迎え、引き続き、期限付きで特別措置が認められたもの
 - ・アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇（平成23年度まで）
 - ・老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長（平成27年度まで）
 - ・地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長（平成27年度まで）
 - 融資率の引き下げ及び融資の廃止
 - ・融資の廃止
 - 対象施設：児童遊園
 - ・融資率の引き下げ（融資率：70%）
 - 対象施設：母子休養ホーム、母子福祉センター
- ※ ただし、災害復旧事業、アスベスト対策事業、耐震化基金事業による整備に係るものを除く

（２）児童福祉施設等の運営について

①児童福祉施設の運営等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の仕組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び

災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取り組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取り組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 児童福祉施設等の運営費の運用については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、施設所管課と指導監査担当課等との連携を十分に図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

ウ 保育所への入所については、市町村や保育所の提供する情報に基づき、保護者等が希望する保育所を選択して申し込みを行うこととされているので、適正な情報の提供に配慮した指導をお願いしたい。

特に、市町村における入所児童の選考に当たっては、児童の家庭の状況、地域の実情等を十分に踏まえて、市町村が定める客観的な選考方法等に基づき公正に行われるよう指導をお願いしたい。

情報提供の実施状況あるいは広域入所の取組はもとより、待機児童の解消についても、要保育児童数や保育ニーズの的確な把握を行い、保育所の実情等をも勘案し、地域の実状にあった保育行政が行われるよう、市町村の指導についてお願いしたい。

②児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について（依頼）」（平成15年12月24日雇児総発第1224001号）
- ・「地域における児童の安全確保について」（平成18年1月12日職高高発第0112001号、雇児総発第0112001号、老振発第0112001号）
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」（平成18年8月3日雇児総発第0803002号）

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応をお願いしているところである。この通知の別添「「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について」（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長通知）は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、児童福祉施設等における遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いしたい。

ウ 社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、消費者安全法第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくこととなっているので、遺漏なきようお願いしたい。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」（平成21年9月1日事務連絡）

③社会福祉施設等の地上デジタル放送への対応について

平成23年7月をもってアナログ放送が終了し、地上デジタル放送への完全移行が予定されている。テレビ放送は、生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報や施設利用者の方々の情報収集の手段として重要な役割を果たしているが、社会福祉施設等の地上デジタル放送の普及率は7割程度（社会・援護局福祉基盤課調（平成22年10月1日現在））にとどまっており、また、完全移行への期間も、残り5ヶ月と間近となった。社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な方々が多く生活され、防火・防災対策に万全を期する観点からも地上デジタル放送への移行が必要であり、管内の社会福祉施設等に対して円滑な移行が速やかに進むよう、指導方をお願いする。

なお、地上デジタル放送への移行状況を把握するため、3月中に改修状況調査を行う予定にしているのでご承知おき願いたい。

《参考》

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2010」抜粋
(平成22年12月関係省庁連絡会議決定)

第2 具体的な取組

第1章 公共施設のデジタル化

(1) 国民生活と密接に関連する公共的な施設のデジタル化

国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの（特に、学校、

公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設。以下「重要公共施設」という。) について、各施設のデジタル化改修が完了するよう、各重要公共施設の所管省庁から、随時注意喚起を行う。また、各重要公共施設の所管省庁においては、平成23年3月末時点の当該重要公共施設のデジタル化改修状況について把握するよう努める。

④感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」(平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」(平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会

- ・ 援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・ 「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」(平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)
- ・ 「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(平成22年12月1日雇児総発1201第3号、社援基発1201第1号、障企発1201第1号、老総発1201第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知)
- ・ 「今冬のインフルエンザ総合対策について (平成22年度)」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

⑤入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設最低基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いしたい。

⑥児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知 平成22年3月改正)を発出し、さらに、平成17年5月に「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」(雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)を発出したところであり、都道府県においては、関係部局と連携して、一層の事業推進をお願いしたい。

⑦被措置児童等虐待の防止について

児童虐待の防止等に関する法律に規定されていない施設職員等による虐待に対応して、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、改正児童福祉法に被措置児童等虐待に関する事項が規定され、さらに「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」を通知したところで

ある。子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いしたい。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いしたい。

さらに、被措置児童等虐待の防止について、関係機関との連携体制の整備や周知を図られるようお願いしたい。

《参考》

- ・「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成21年3月31日雇児福発第0331002号、障障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）

⑧社会福祉法人新会計基準について

ア 社会福祉法人新会計基準の概要

法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。

こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行い、平成22年1月に「社会福祉法人会計基準（素案）」をとりまとめたところである。今般、関係団体及び各自治体のご意見を踏まえ所要の見直しを行い、「社会福祉法人会計基準（案）」としてとりまとめ、パブリックコメントによる意見募集を行ったところであり、その概要は、平成23年1月21日に開催された全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）の社会・援護局資料（参考資料9）を参照されたい。

イ 研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、「社会福祉法人会計基準（一元化）研修事業」を新設し、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員等に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助（補助率1/2）することを予定している。

なお、自治体職員向けの研修については、例年5月から6月に国立保健医療科学院において行われる社会福祉法人指導監査研修の中で、社会福祉法人会計基準に関する研修を開催することを予定している。

ウ 今後のスケジュール等

パブリックコメントによるご意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行っ

た後、平成22年度中に実施通知を発出する予定である。

なお、移行期間については、事務体制が整い、実施が可能な法人においては平成24年度（予算）から移行し、平成25年度（予算）には全ての法人において移行する予定としている。

都道府県等におかれては、社会福祉法人新会計基準への円滑な移行が図られるよう管内社会福祉施設等に対する指導の徹底をお願いしたい。

（3）社会福祉施設等の防災対策について

①社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導をお願いするとともに、指導監査等に当たっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ア 火災発生 of 未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消化対策
- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策
- カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- キ 各種の補償保険制度の活用

とりわけ、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が平成21年4月に施行され、乳児院について、スプリンクラー設備については延べ面積275㎡以上に、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備については規模に関わらずに設置が義務づけられていることから、次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積極的に活用して、整備を進められたい。

なお、既存施設における経過措置期間の期限については、平成24年3月までとなっていることから、期限までにスプリンクラー設備の整備など必要な対応が図られるよう指導されたい。（乳児院以外の児童入所施設についても、275㎡以上であればスプリンクラー設備整備事業が次世代育成支援対策施設整備交付金の対象となっているのでご活用いただきたい。）

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ア 施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- イ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ウ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難並びに避難後の円滑な援護
- エ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社施第2153号）
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）
- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」（平成18年1月10日雇児総発第0110001号、社援基発第0110001号、障企発第0110001号、老計発第0110001号）

②児童福祉施設等の耐震化対策の推進

ア 児童福祉施設等の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているところであるが、平成18年に同法が一部改正され、都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となっているところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

平成22年に実施した社会福祉施設等の耐震化に関する状況調査については、現在、報告頂いた内容等の確認をし、取りまとめを行っているところであり、取りまとめ次第別途通知する予定であるが、各都道府県市においては、引き続き、児童福祉施設等へ入所・利用する児童等の安全確保の観点から、耐震診断の未実施施設については、早急に診断を実施するとともに、要改修と診断された施設は、耐震化のための整備を適切に行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日社援基発第0215001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、耐震診断については国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」、耐震化整備等については社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（保育所等については安心こども基金）の積極的な活用をお願いしたい。

イ 社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設については、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採

択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成23年度においても引き続き継続することとしているので、各都道府県市におかれては、これらの施設について、速やかに対応願いたい。

③被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

④大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、平成22年11月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いする。

また、これら施設の「フォローアップ調査」について、既にご連絡しているとおり、平成23年10月7日（金）までに提出いただくようお願いいたします。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、民間保育所等については安心こども基金の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いする。

また、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成23年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いいたします。

4. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るため、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。

児童福祉施設等の指導監査の実施については、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査となっており、この際には、施設運営全般にわたる指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の処遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営が行われているかという観点から、被措置児童等虐待防止にも配慮した指導監査を行うようお願いしたい。

また、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

(2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所施設措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に会計検査院より指摘された次の点については留意願いたい。

- ・ 保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定については、国基準の徴収金基準額表を各年度ごとに正しく適用されることはもとより、適正な事務が確保されるよう税務関係機関との連携強化を図り、保護者から必要な書類を求める等課税状況の的確な把握に関する指導をお願いしたい。
- ・ 児童入所施設措置費及び保育所運営費の入所児童（者）処遇特別加算費の算定にあたっては、民間施設給与等改善費の加算率の算定対象とすべき職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）は加算対象とはならないので、交付要綱等に即した支弁事務が行われるよう指導をお願いしたい。

(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、当局総務課調整係へ提出していただいたところである。現在、その報告内容等について取りまとめているところであり、取りまとめ次第別途通知する予定である。

なお、当該監査報告書等の提出については、今後とも格段のご協力をお願いしたい。

[総務課 関連資料]

○子ども・子育て新システムの 基本的な考え方

基本的な考え方

- すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援
 - すべての子ども・子育て家庭への支援(子ども手当、一時預かりなど)
 - 幼稚園・保育所の一体化(こども園(仮称))
 - 社会全体での費用負担
 - 関係者(地方公共団体、労使団体、子育て当事者、NPO等子育て支援者等の参画(子ども・子育て会議(仮称)))
- 切れ目のないサービス・給付を保障
 - 妊娠～出産～保育～放課後対策まで切れ目なく細やかなサービスを提供
- 地域の多様なニーズに応じたサービス
 - ニーズに応じた多様な保育サービス
- 基礎自治体(市町村)中心
- 政府の推進体制・財源を一元化
 - 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化
- ワーク・ライフ・バランスの実現

基本設計

■ 子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

○ 国と都道府県の役割 ～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

【国】

- ・ 新システムの制度設計
- ・ 市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

【都道府県】

- ・ 広域自治体として、市町村支援事業（広域調整、情報提供など）を実施
- ・ 都道府県が主体となって行う事業を実施（社会的養護など）

○ 市町村の権限と責務

- 39 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計
- ・ 住民にサービス・給付を提供・確保

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

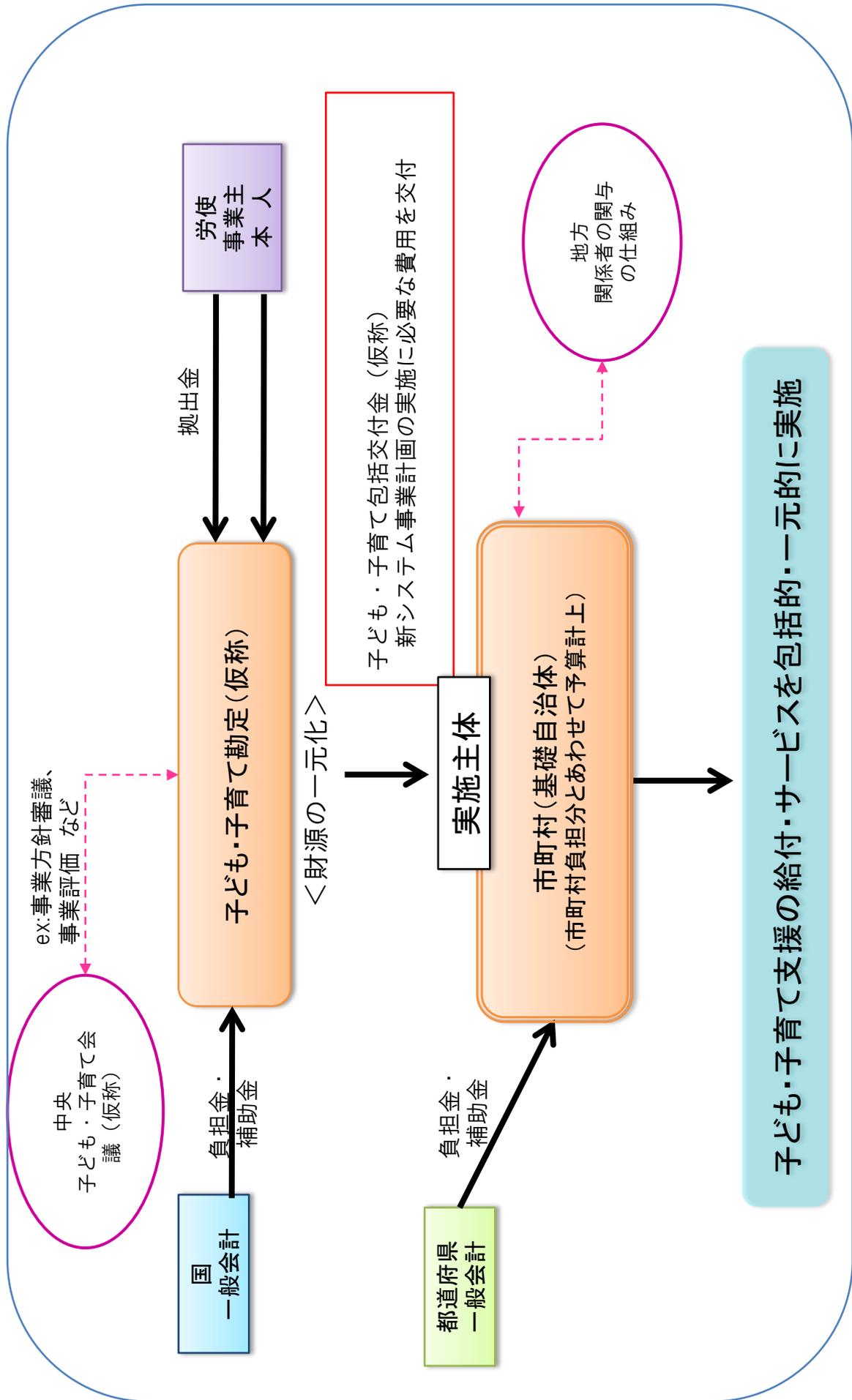
○ 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担

- ・ 社会全体（国・地方・事業主・個人）により必要な費用を負担
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勤定（仮称）から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金（仮称）として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、必要な費用を確保し、地域の実情に応じた給付を実施

○ 子ども・子育て会議（仮称）の設置を検討

- ・ 地方公共団体、労使代表、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議（仮称）を設置することを検討
- ・ 地方においても関係者が関与できる仕組みを検討

子ども・子育て新システムのイメージ



【給付の全体像】

■ 子ども手当（現金）

■ 子育て支援（一時預かり等）

■ 妊婦健診

■ その他の子育て支援

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館等
- ・ 新システムの事業として市町村の独自給付

■ 出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）

■ 幼保一体給付（仮称）

- ・ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を提供

こども園（仮称）

- ・ 給付の一体化……幼保一体給付（仮称）
- ・ 幼稚園・保育所の一体化（こども園（仮称））
- ・ こども指針（仮称）の創設等

多様な保育サービス

小規模保育、短時間利用者向け保育、早朝・夜間・休日保育、事業所内保育、広域保育、病児・病後児保育等

■ 放課後児童給付（仮称）

利用者の選択に基づく給付の保障

- サービスの確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的幼児教育・保育契約（仮称）
- 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
- 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
…サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入
（多様なサービス類型ごとの基準）
- イコールファイティング
・施設整備費の在り方の見直し、運営費の使途範囲の自由度の確保
- 撤退規制、情報開示等のルール化
- 質の向上の検討

○新システムのWTにおける議論の 具体的な内容

市町村 = 新システムの実施主体

○ 新システムの実施主体として、住民に対して、地域の実情に応じ、子ども・子育て支援のサービス・給付を提供・確保

① 子ども・子育て支援が必要な子どもに対し、サービス・給付の水準を保障（地位を付与）し、必要なサービスが確実に利用できるよう支援

② 市町村の「新システム事業計画」（仮称）に基づき、潜在的なニーズも含めたサービス基盤の整備を計画的に実施

➡【法的な枠組み】

43

・ 市町村の責務を法律上明記

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

・ 市町村の「新システム事業計画」（仮称）を法律上明記

- 目標値の設定
- 日常生活圏域の設定
- 需要量の見込み
- 見込量の確保のための方策
（こども園（仮称）、多様な保育サービス、地域の子育て支援事業等）

国・都道府県 = 実施主体たる市町村を重層的に支援

- 国は、制度の根幹に関する以下の役割を担う
 - ① 新システムの制度設計、「基本指針」の策定
 - ② 市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のための必要な支援

- 都道府県は、広域自治体として、「新システム事業支援計画」（仮称）に基づき、以下の市町村支援を実施
 - ① 市町村における制度の円滑な運営のための支援（指定事業者に係るサービス情報の公表、保育者の研修・人材養成）
 - ② 都道府県が主体となって、専門性を発揮する事業（社会的養護、障害児の発達支援に着目した専門的な支援など、専門機関を有する都道府県が主体となって実施）

44

➡【法的な枠組み】

- ・ 国の「基本指針」、都道府県の「新システム事業支援計画」（仮称）を法律上明記
- ・ 上記の国の責務、都道府県の責務を法律上明記

＜検討課題＞

- サービス類型ごとに、指定権者・指導監督の主体（現行：保育所は中核市まで、幼稚園・認定こども園は都道府県）
- 市町村の「新システム事業計画」（仮称）、都道府県の「新システム事業支援計画」（仮称）、国の「基本指針」についての具体的な内容
- 市町村が行う利用者支援の具体的な内容、保育の必要量の認定、市町村事業の必要量の確保など
→後述

子ども手当（個人への現金給付）

→ 「5大臣合意」（平成22年12月20日）を踏まえ検討

子育て支援サービス（個人への現物給付（一時預かり））

- 一時預かりは、親の働き方に関わらず、日常生活を営む上での利用や、社会参加を行うための利用など、普遍的に子ども・子育て家庭に必要なものであり、すべての子ども・子育て家庭が利用できるようにする
- 市町村はニーズを把握し、必要な量を確保するため、計画に基づき、地域の実情を踏まえたサービス基盤を整備

45

<WTTでの主な意見>

- ・ 一時預かりに対するニーズは、地域の実情や家庭の状況によって差がある
- ・ 一時預かりを提供する場について、必要な量を確保することが必要
- ・ 質の確保が重要

<検討課題>

- 一時預かりを提供する方法
 - 地域の実情や家庭の状況に応じた必要量を、市町村事業によって提供（事業を法律上明記）する方向で検討
例：地域子育て支援拠点など実施場所に助成、利用券方式により個人に給付（杉並区「子育て応援券」）
- 必要な量の確保
 - 市町村の「新システム事業計画」（仮称）に基づき整備目標の設定を法律上明記する方向で検討
- 給付の対象範囲（実施場所等）をどのようにするか
 - 市町村事業として、市町村が質を確保（例：市町村が給付の対象となる実施場所を特定）する方向で検討

妊婦健診

- 妊婦健診については、新システムの対象とする（市町村事業）
 - ・ 妊婦健診を市町村の「新システム事業計画」（仮称）に基づき整備目標の設定を法律上明記

＜検討課題＞

- 公費負担となる検査項目や公費負担額の地域差をどのように考えるか

地域の子育て支援事業

- 地域の子育て支援事業（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館など）については、市町村はニーズを把握し、必要な量を確保するため、計画策定と、計画に基づきサービス基盤を整備

⑥ 対象となる事業は、現行の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の範囲を念頭

- ・ 市町村は、地域の子育て支援事業を実施することを法律上明記
- ・ 市町村の「新システム事業計画」（仮称）に基づき整備目標の設定を法律上明記

＜検討課題＞

- 子ども・子育てビジョンの目標数値との整合性を確保するための法的な枠組み
 - 国が定める「基本指針」に、サービス量を見込むに当たり参酌すべき標準を示し、市町村は参酌標準に基づき、ニーズを把握し、整備目標を設定する方向で検討
- 各事業の基準は国が定めることとするか、各事業における市町村の裁量をどのようにするか
 - 各事業に関し、国がガイドラインを示す方向で検討

市町村独自の給付

- 市町村の裁量により、給付の上乗せや上記の給付以外の子育て支援サービス等新システムの事業として独自に給付することができる仕組み

現金給付・現物給付の一体的な提供

- 市町村の選択や、市町村による枠組みの下、個人の選択に基づき、現金給付・現物給付を一体的に提供する仕組みを構築

- ① 現金給付と一時預かり等の組合せ
- ② 個人給付の一部を学校給食費等として学校に支払うことを可能とする仕組み
→平成23年度の子ども手当法案を踏まえて対応
- ③ 個人給付の一部を利用券の方式により給付を行うことを可能とする仕組み

<WTでの主な意見>

- ・ 子ども手当の額は全国一律にすべき

<検討課題>

- 現金給付と現物給付のバランスをどのように確保するか
→ 一時預かり、地域の子育て支援事業を事業として法律上明記する方向で検討。
上記の事業を市町村の「新システム事業計画」（仮称）に基づき整備目標の設定を法律上明記する方向で検討。
- 市町村による利用料徴収の法的位置づけ → 法制面から整理
- 利用券の方式による給付の法的位置づけ → 法制面から整理

出産・育児に伴う休業中の給付（仮称）

○ 育児休業中の給付と保育サービスまで切れ目なく保障される仕組み

〈WTでの主な意見〉

- ・ 育児から保育へのつなぎとして、切れ目のないサービス提供ができる仕組みが必要。
給付のメリットはあるが、受給者の範囲、受給額、拠出の在り方など非常に課題が多く、実現可能性の観点から無理があるのではないか。
- ・ 巨額のコスト、ノウハウ、運営を考えると、市町村が事務処理をできるかということは疑問。市町村が事務処理をするとなると、事務処理体制の整備に時間とコストがかかる。制度運用の効率、利用者の利便性の向上を考えると、社会の理解が得られないのでは。
- ・ すぐに議論できる条件にないだろうという認識。今後こういう課題もどこかの段階で関係審議会含め丁寧に議論していく必要がある。

〈検討課題〉

- 出産手当金（健康保険）、育児休業給付（雇用保険）の適用範囲等に違いがある現状で、両給付を現行制度から移行して、実施主体等も含めて一本化することが適当かどうか。

幼保一体給付（仮称）

- 希望するすべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障する仕組み
- 多様なニーズに対応する多様な保育サービスの導入

【給付の対象範囲】

① こども園（仮称）

② 多様な保育サービス

- i 小規模保育（家庭的保育、居宅訪問型保育、こども園（仮称）連携型小規模保育、多機能型小規模保育）
- iv 事業所内保育
- ii 短時間利用者向け保育
- v 広域保育
- iii 早朝・夜間・休日保育
- vi 病児病後児保育

49

【給付の内容】

① こども園（仮称）

- すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障
 - ・ 3歳以上児：幼児教育＋保護者の就業状況等に応じた保育
 - ・ 3歳未満児：保護者の就業状況に応じた保育
- 国が全国一律の最低基準（ナショナルミニマム）を確保（人員、設備、面積、規模等）

＜検討課題＞

- 指定権者、指導監督の主体（都道府県/政令市・中核市/市町村）
- 国の基準と、地方の裁量の範囲の整理

幼保一体給付(仮称)(つづき)

- ② 多様な保育サービス
- 多様な保育サービスを設け、それぞれの特性に応じた指定類型・基準を設定
- 国が一律に最低基準を設定
 - ・ 独立した類型又はこども園(仮称)等と一体的に提供するものとして位置づけ
 - ・ ・ ・ ・ i 小規模保育、ii 短時間利用者向け保育、iii 早朝・夜間・休日保育、
vi 病児・病後児保育
 - ・ 独立した類型として位置づけるか検討 ・ ・ ・ iv 事業所内保育
 - ・ こども園(仮称)等において提供可能 ・ ・ ・ v 広域保育

＜検討課題＞

- 国の定める基準の内容と、地方自治体の裁量の範囲の整理
- サービス類型ごとに、指定権者、指導監督の実施主体(都道府県/政令市・中核市・市町村)
- サービス類型ごとに、対象範囲、提供方法の整理(単独施設で提供/こども園(仮称)で一体的に提供)

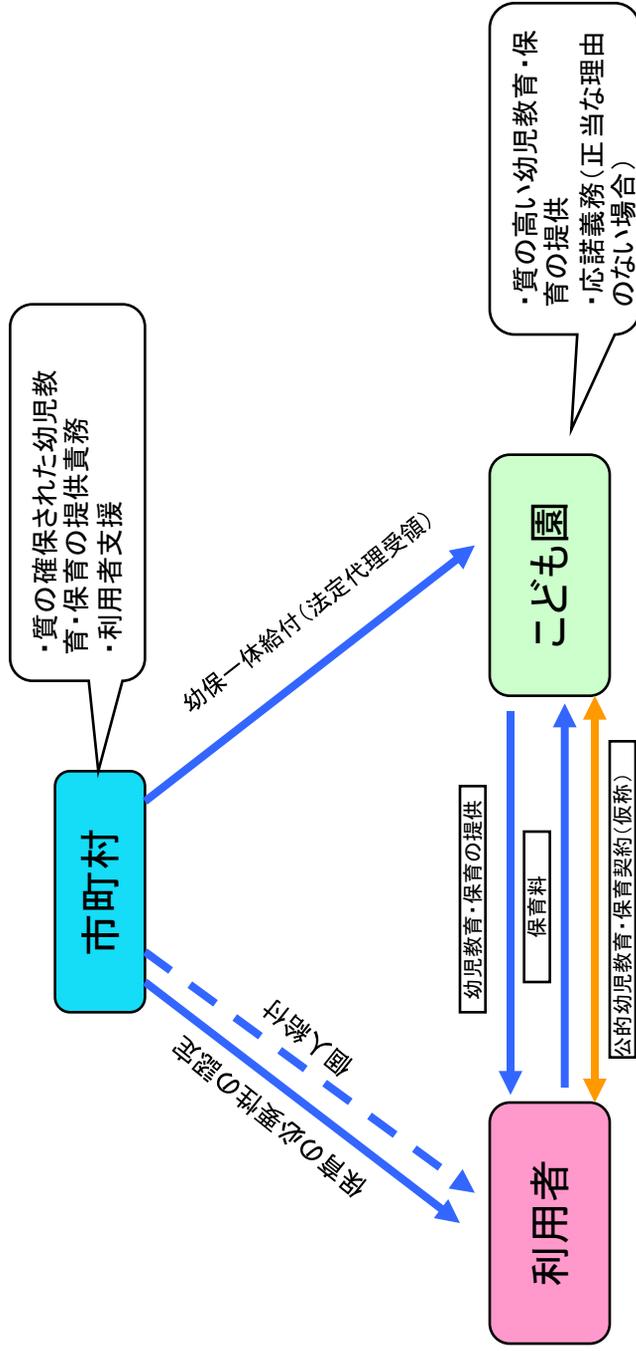


幼保一体給付(仮称)(つづき)

【給付の仕組み】～ 利用者の選択に基づき給付を保障

- ① 市町村による保育の必要性の認定
 - ・ 保護者の就労状況等をもとに、2段階又は3段階程度の一括りの認定（利用の柔軟性と市町村事務の簡素化）
 - ※ 3歳以上はすべての子どもに幼児教育を保障
 - ・ 認定の基準は国が定める。
- ② 市町村関与のもと、利用者と事業者の間の公的幼児教育・保育契約（仮称）
 - ・ 利用者がサービスを選択することが基本。市町村は、利用者が利用できるように一定の関与・支援

<新システムでのイメージ>



幼保一体給付(仮称)(つづき)

【給付の仕組み】～ 利用者の選択に基づく給付を保障

- ③ 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
- ・ 保育需要が供給を上回る場合、管内の状況を把握し、必要に応じてあてせんする。
 - ・ ひとりの親家庭の子ども、虐待事例の子どもなど優先的に利用を確保すべき子どもや、障害のある子どもについて、受入可能な施設をあてせんする。
 - ・ 契約による利用を基本としつつも、契約による利用が著しく困難な場合には、市町村による措置による利用の仕組みを検討する。
- ④ 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
- ・ 法律上は、市町村が一定の費用を利用者（保護者）個人に対する給付。
 - ・ 費用の確実な支払いのため、市町村が事業者に直接支払う（法定代理受領）
 - ・ 低所得者に配慮の上、保護者に一定の負担を求める。
 - ・ 公定価格が基本。付加的な幼児教育・保育の対価としての柔軟な価格設定を可能とする。

＜検討課題＞

- 認定基準の内容（国が定める基準、地方自治体の裁量の範囲）
- 公的幼児教育・保育契約（仮称）への市町村関与の具体的な内容
- 市町村が行う利用者支援の具体的内容（対象者（虐待の場合など）、支援内容）
- 保護者負担の設定方法、水準
- 柔軟な価格設定の方法

幼保一体給付(仮称)(つづき)

【多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備】

- ① 指定制の導入
 - 多様なサービス類型に応じた指定基準
 - ・ 多様なサービス類型ごとに指定基準を設定し、指定された事業者がサービスを提供
 - ・ 指定基準を満たしていれば、現行の認可外保育施設であっても給付の対象（財政支援の対象）
 - ※ 事業としては、学校教育法、児童福祉法、こども園法（仮称）等において認可又は届出により規制を行う。
 - ・ 国が全国一律の最低基準を設定することを基本。
 - 指定基準を満たした多様な事業者が、イコールドットアップのもつて参入可能
 - ・ 指定基準を満たした多様な主体が参入できる仕組み
 - ・ 多様な主体の経営努力による柔軟な経営を可能とする仕組みとし、安定的・継続的運営を確保するための一定のルール化（運営費の使途範囲についての一定のルール化、施設整備費の減価償却相当分を運営費への上乗せ、法人種別に応じた会計処理）
- 指定制度における市町村の需給調整
 - ・ 市町村が策定する新システム事業計画（仮称）の需要を超えた供給がされている場合の新規指定の制限

↑<検討課題>

- 指定権者、指導監督主体（都道府県、政令市、中核市/市町村）
- 国が定める基準と、地方自治体の裁量の関係の整理

幼保一体給付(仮称)(つづき)

【多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備】

- ② サービスの安定的・継続的な提供と質の確保・向上
- 指定事業者の撤退規制
(撤退の事前届出、サービスの継続的な提供が可能となるための調整の仕組み)
 - 情報開示のルール化
 - サービスの質の確保、向上を検討

54

＜検討課題＞

- 指定事業者の撤退規制の具体的内容
- 情報開示の具体的内容
- サービスの質の確保、向上のための仕組みの検討

幼保一体化

○ こども園（仮称）

- ・ 新たに「こども園（仮称）制度」を創設する。
- ・ 「こども園（仮称）」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- ・ 「こども園（仮称）」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とし、満3歳以上の子どもを受入れを義務付けることとする。
 - ※ 満3歳以上児については、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもにも保障。また、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて、保育を必要とする子どもには保育を保障。
 - ※ 満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じ、保育を保障。

55 なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、こども園（仮称）への移行を促進する。

- ※ 例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設することなど。

- ・ 国が全国一律の最低基準（ナショナルミニマム）を確保（人員、設備、面積、規模等）

＜検討課題＞

- 地域の実情に応じた幼児教育・保育の計画的な提供の在り方
- 地域の実情や保護者の多様なニーズに応じた多様な施設の在り方
- 認可、指導監督の主体（都道府県／政令市・中核市／市町村）
- 国の基準と、地方の裁量の範囲の整理

放課後児童給付(仮称)

- 放課後児童クラブの利用が必要な児童に対するサービス保障を強化
- 市町村はニーズを把握し、必要なサービス量を確保
(新システム事業計画(仮称)に基づく基盤整備)
- 市町村が地域の実情に応じてサービスを提供できるよう、市町村事業として実施
- 現行と同様に4年生以上も対象とし、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備

<WTTでの主な意見>

- 量的な拡充は急務。あわせて、安定的な運営を確保できるサービスに応じた費用の保障の仕組みが必要。
- 市町村の実施責任、提供責任を強化すべき。
- 現行のガイドラインを法的拘束力ある一定の最低基準とし、一定の水準の公費を入れていく必要。
- 地域の実情に応じた形で、サービス給付を確実に提供することができるよう、地方が裁量と創意工夫をもって担うことが可能な仕組みにすべき。
- 指導員の資格や設備等について、全国一律の水準を設定して市町村に義務づけることは、市町村の創意工夫の余地を奪いかねない。
- 指導員の資質、専門性の向上が重要。また、人材確保のために待遇改善も重要な課題。

56

<検討課題>

- 国が定める基準の内容と、地方自治体の裁量の範囲の整理

市町村独自給付(仮称)

- 市町村の裁量で、上乘せ給付が可能

社会的養護・障害児に対する支援

○ 社会的養護や障害児に対する支援は、専門性が高い都道府県が行う事業と、市町村が行う一般施策との連携が必要

→専門性が高い事業については、新システムとは別の施策として維持する方向。ただし、社会的養護、障害児に対する支援策についても、都道府県又は市町村の新システム事業計画・支援計画（仮称）の記載事項とすることにより、一般施策との連携を確保する。

○ 現行の社会的養護等の児童相談所を中心とした体制、措置制度等は維持する方向で検討

※障害児に対する支援については、障害者制度全般についての改革推進に係る議論の状況等を踏まえて検討することが必要。

<WTIにおける主な意見>

- ・ 社会的養護や障害児支援など専門性の追求は、県であるからできる点もある。基礎自治体と都道府県との総合的な協同体制の構築が非常に重要。また、新システムにおいて、都道府県の役割もしっかり位置づけるべき。
- ・ 社会的養護は、引き続き措置制度によって支援を行っていく仕組みを維持すべき。障害児支援は、子ども一般施策として新システムの中に位置づけ、個別に必要な支援サービスを付帯していく方法が望ましい。障害児のこども園などの利用に当たっては市町村による措置の仕組みが必要。

費用負担

○ 社会全体（国・地方・事業主・個人）により、必要な費用を負担

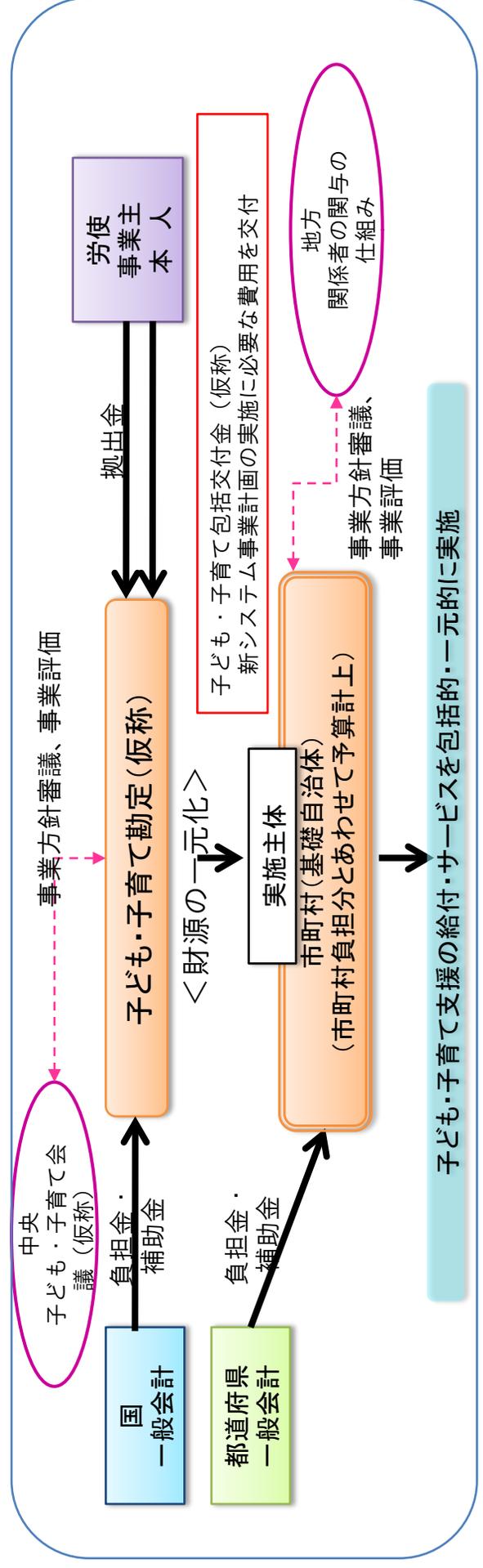
- 具体的な負担のあり方は、給付設計等を踏まえつつ、今後議論
※子ども手当の国と地方の協議の場の議論、税と社会保障の一体改革の議論の動向にも留意。

＜検討課題＞

- 給付全体の費用負担をどのように設定するか

子ども・子育て包括交付金（仮称）等

- 子ども・子育て包括交付金（仮称）：新システム事業計画に必要な費用を包括的に交付するものとして位置づけ
- 市町村での会計：国からの交付金が子ども・子育てのために使われたことが確認できる仕組みが必要
(一般会計も選択肢)
- 国における会計（子ども・子育て勘定（仮称））：費用負担の検討に応じ、区分経理の必要性を検討



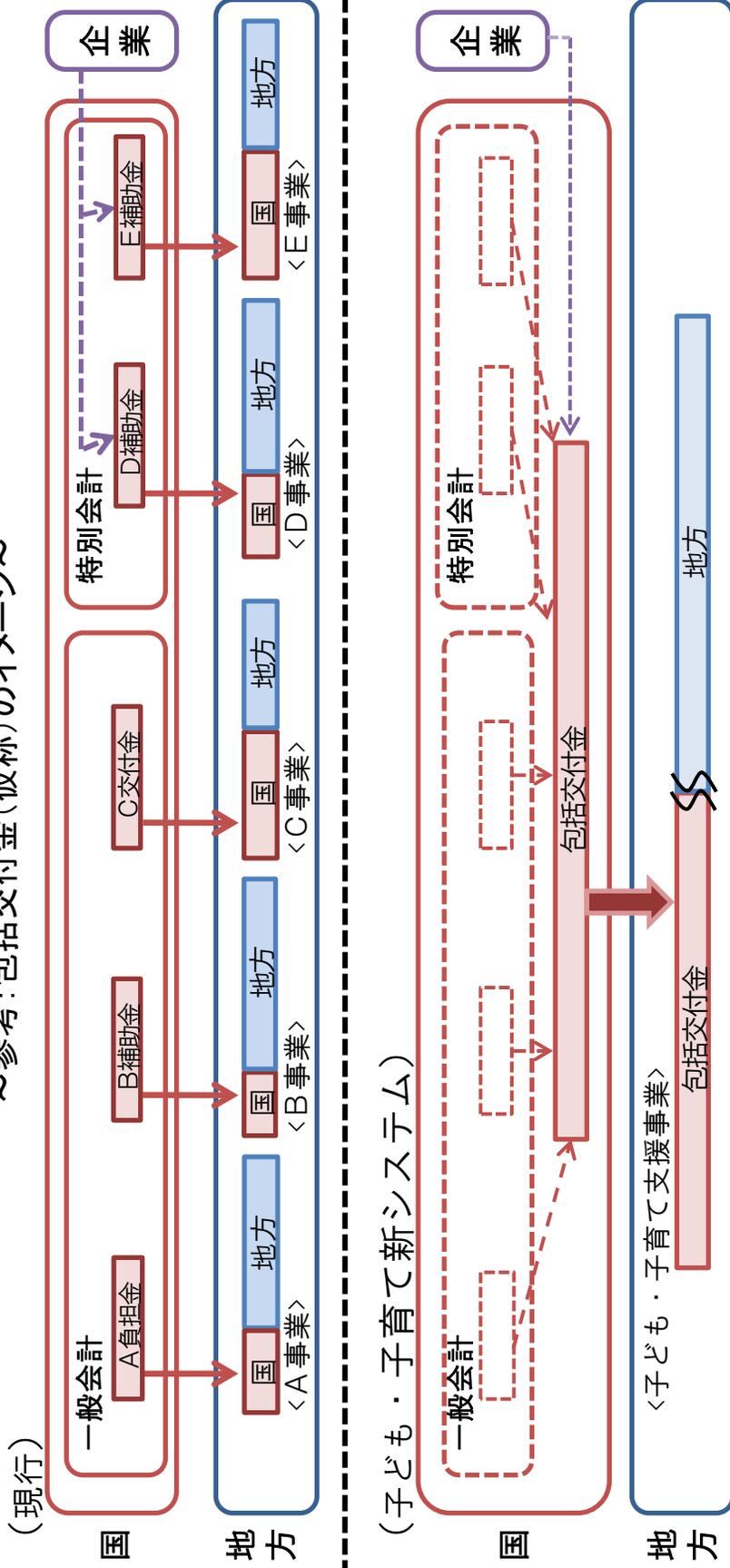
＜WTTでの主な意見＞

- ・ 全国一律の現金給付、全国一律の現物給付、裁量ある現物給付についてミッションを入れて、それぞれ財源を確保すべき。義務的経費はきちんと精算し、国の財政責任を果たしていただきたい。
- ・ 市町村は議会のチェックも受けるし、子ども・子育て会議のチェックもかけられれば、用途の適正性は確保される。一般会計による対応で制度設計すべき。市町村の特別会計には反対。

＜検討課題＞

- 子ども・子育て包括交付金について、個人給付等の財源保障と市町村の裁量とのバランス
- 子ども・子育て包括交付金が「子ども・子育て支援」のために使われることを担保する仕組み

～参考：包括交付金（仮称）のイメージ～



子ども・子育て会議 = 関係当事者が主体的に子ども・子育て支援施策にかかわる、新たな行政運営の仕組み

○ 地方公共団体、労使団体を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援施策のプロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に子ども・子育て会議（仮称）を設置

＜考えられる機能＞

- ・ 国の基本指針（地方自治体の計画策定の指針等）その他の重要方針の審議
- ・ 新システムの対象となる施策のあり方についての審議
- ・ 各年度の事業方針の審議、費用の使途実績、事業の効果等の点検・評価 など

○ 子ども・子育て会議（仮称）を地方自治体にも設置する方向で検討

60

＜検討課題＞

- 国及び地方自治体の子ども・子育て会議（仮称）について、担うべき機能・法的位置づけをどのようにするか。

新システムの実施体制

＜検討課題＞

- 新システム実施体制の一元化について、どう整理するか。

參考資料

次世代育成支援の構築に向けた検討経緯

政権与党の政策

【民主党マニフェスト2009(抄)】

○「社会全体で子育てする国」「安心して子育てと教育ができる政策」

- ・安心して子どもを生み、次代を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する
→ 子ども手当1人当たり年31万2000円(月額2万6000円)を中学校卒業まで支給
- ・縦割りになっている子どもに関する施策の一本化し、質の高い保育環境を整備
→ 空き教室などの活用による保育所の増設、保育ママの増員等の待機児童解消
→ 子ども家庭省(仮称)の設置の検討

社会保障審議会少子化対策特別部会

- 平成20年3月より、次世代育成支援のための新たな制度設計に向けた検討を開始
- 平成21年2月24日に第1次報告のとりまとめ
- 平成21年12月25日に議論の整理

明日の安心と成長のための緊急経済対策

(平成21年12月8日閣議決定)

○**幼児一体化を含めた保育分野の制度・規制改革**

幼児一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。

このため、主担当となる関係を定め、関係関係の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目的に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要法案を提出する。

- (ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革
- (イ) イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進
- (ウ) 幼児一体化の推進

新成長戦略(基本方針)

(平成21年12月30日閣議決定)

○ 幼児一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進等による待機児童解消

(平成22年6月18日 閣議決定)

平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

(四大臣合意)

○次世代育成支援のための検討の場における幼児一体化等を含む新たな次世代育成支援の検討を進めることとあわせて、地域主権を進める観点から、サービス給付等に係る国と地方の役割分担を検討

子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)

○ 保育サービス、放課後児童クラブなど今後の子育て支援策の総合的な推進のために策定。あわせて今後5年間の数値目標の策定

子ども・子育て新システム検討会議(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)

○第1回 4月27日

「子ども子育て新システムの基本的方向」をとりまとめ

○第2回 6月25日

「子ども子育て新システムの基本制度案要綱」をとりまとめ (6月29日少子化社会対策会議決定)

「幼保一体化について(案)」の概要①

(平成23年1月24日開催第6回幼保一体化ワーキングチーム資料)

(幼保一体化の目的)

(1) 質の高い幼児教育・保育の一体的提供

世界に誇る幼児教育・保育を全ての子に

(2) 保育の量的拡大

男女がともにあらゆる場面で活躍できる社会を目指し、女性の就労率向上や多様な保育のニーズに対応する保育の量的拡大を図るために

(3) 家庭における養育支援の充実

支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる施設において支援を受けられるように

「幼保一体化について(案)」の概要②

(平成23年1月24日開催第6回幼保一体化ワーキングチーム資料)

(幼保一体化の具体的な仕組み)

・ 地域における幼児教育・保育の計画的整備 ～子ども・子育て新システムの創設～

市町村は、地域における幼児教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を含め、市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。

・ 多様な保育事業の量的拡大 ～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うことにより、多様な事業者の保育事業への参入を促進し、量的拡大を図る。

・ 給付の一体化及び強化 ～幼保一体給付(仮称)の創設等～

幼児教育・保育に係る給付を一体化した幼保一体給付(仮称)を創設することにより、幼児教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

・ 施設の一体化 ～こども園(仮称)の創設～

幼児教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供することととも、こども園(仮称)を創設する。

(幼保一体化の進め方)

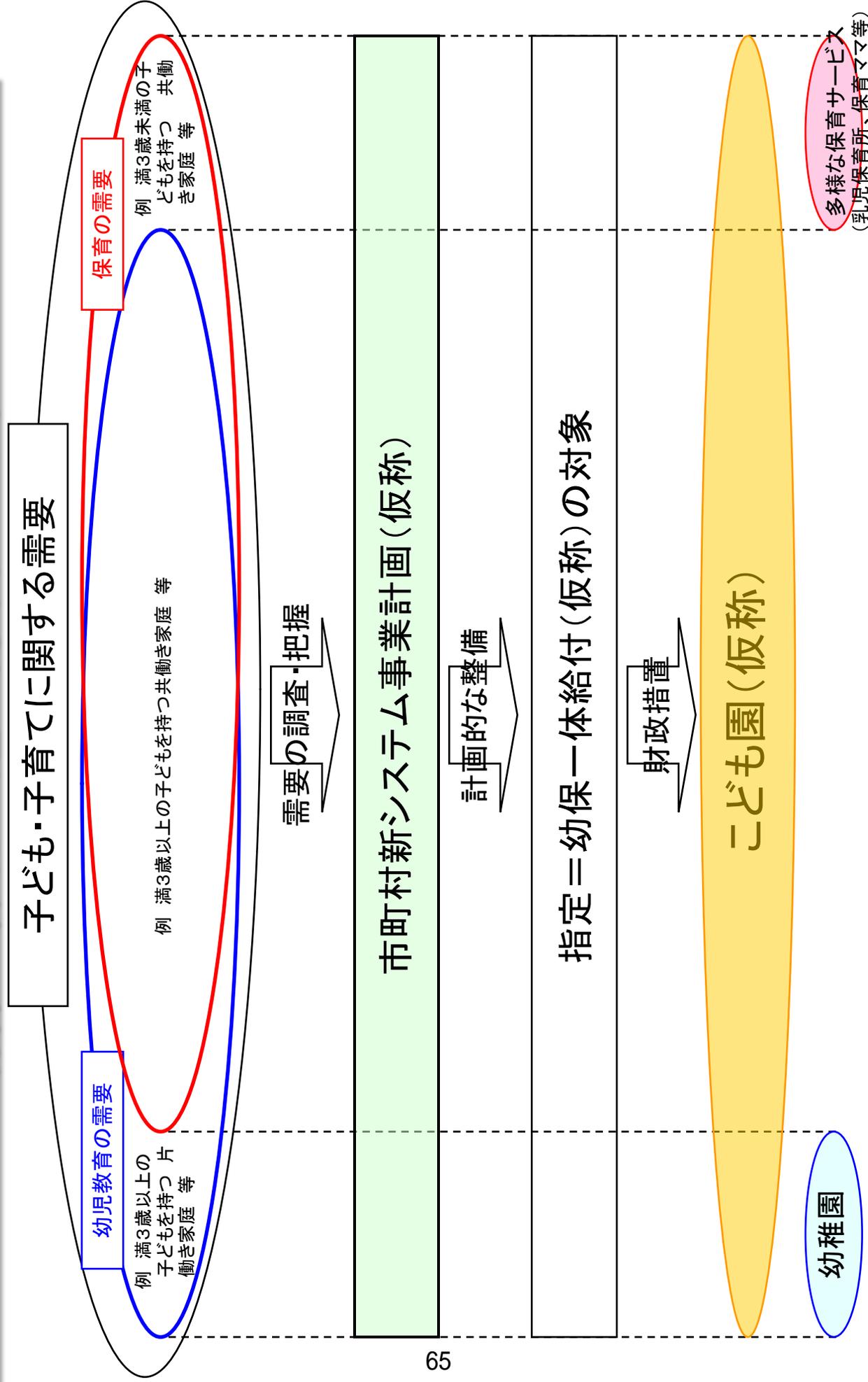
・ 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本方針を策定するとともに、給付の一体化及び強化等によりこども園(仮称)への移行を政策的に誘導する。

・ 都道府県については、広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整等を行う。

・ 市町村においては、国による制度改正及び基本方針を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の共働き家庭の子どもの状況、満3歳以上の方働き家庭の子どもの状況、満3歳未満の共働き家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要なこども園(仮称)、幼稚園、保育所等を計画的に整備する。

※具体的な施策については、今後、地方自治体、関係者等と十分に協議を行う。

幼保一体化の進め方(イメージ)



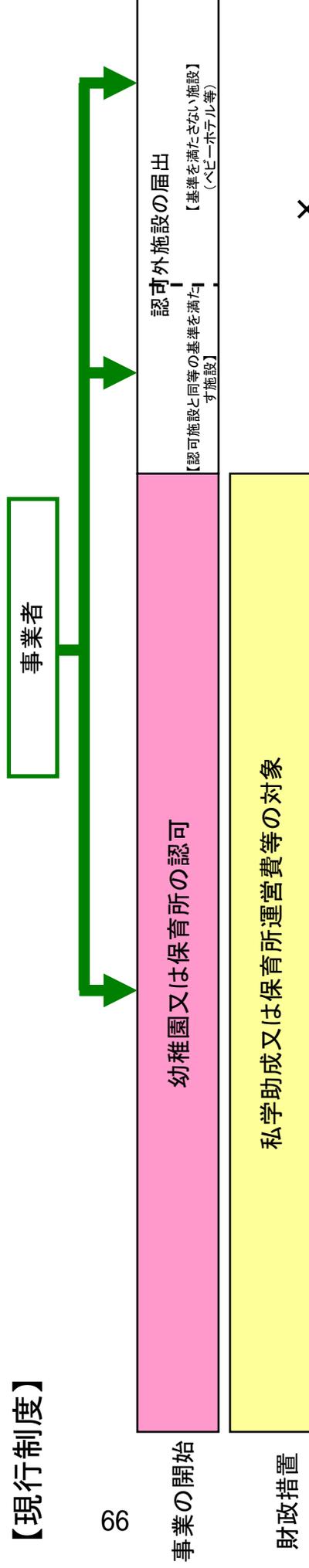
指定制度の導入

- システムにおいて、指定制を導入し、客観的基準を満たした施設については、認可の有無に関わらず、同じ財政措置（幼保一体給付（仮称））の対象とする。
- また、小規模保育サービス等多様な保育サービスについても、幼保一体給付（仮称）の対象とする。
- なお、学校法人や社会福祉法人が設置・運営する認可施設については、法人に対する経営の関与及び撤退の制限を通じて、地域における幼児教育・保育の安定的な提供が担保されていること等に着手して、税制上の優遇措置を講ずる。

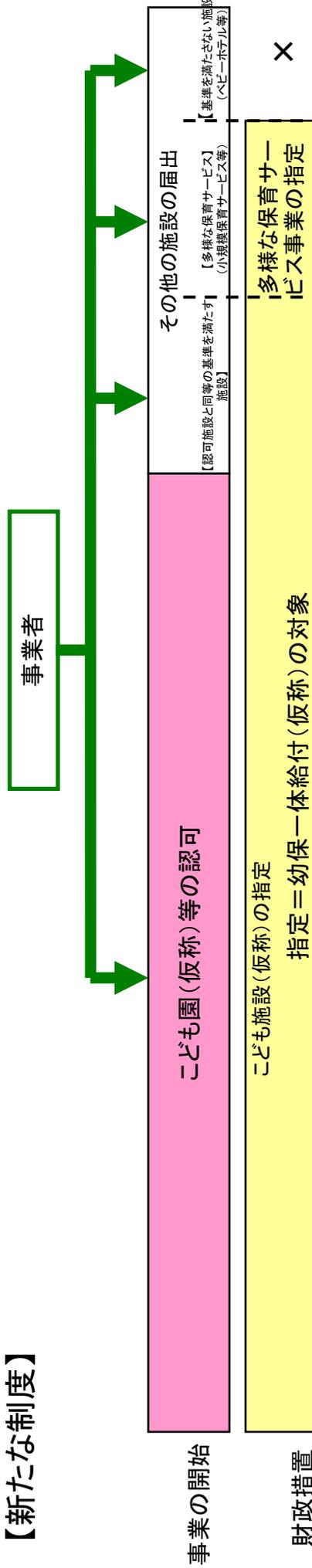
※上記のほか、現在、幼稚園及び保育所に講じられている事業に着目した税制上の優遇措置については、こども園（仮称）についても講ずる。

【現行制度】

86



【新たな制度】



財政措置

指定＝幼保一体給付（仮称）の対象

こども施設（仮称）の指定

多様な保育サービス事業の指定

多様な保育サービス事業の指定

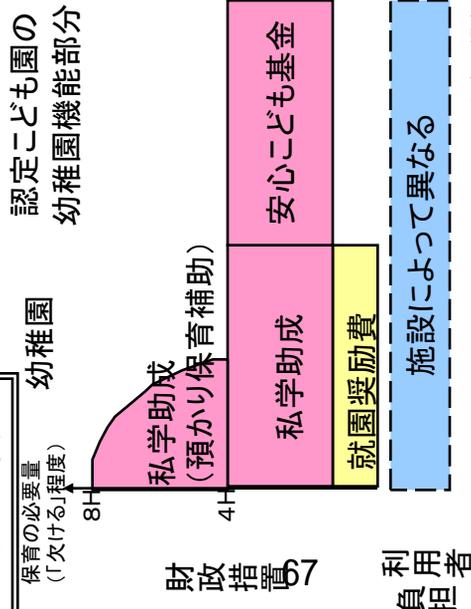
×

幼保一体給付（仮称）の創設

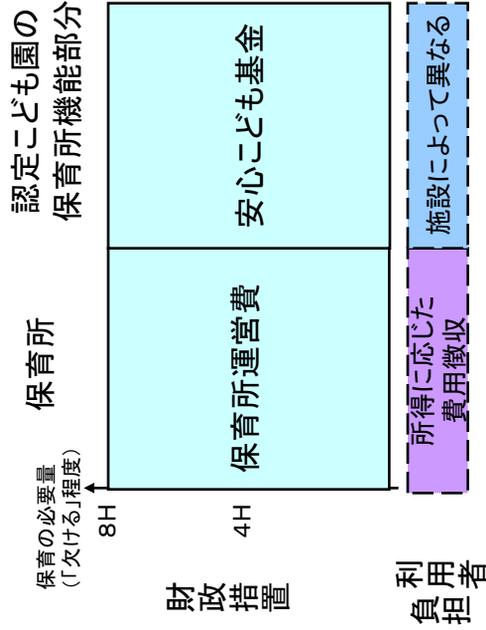
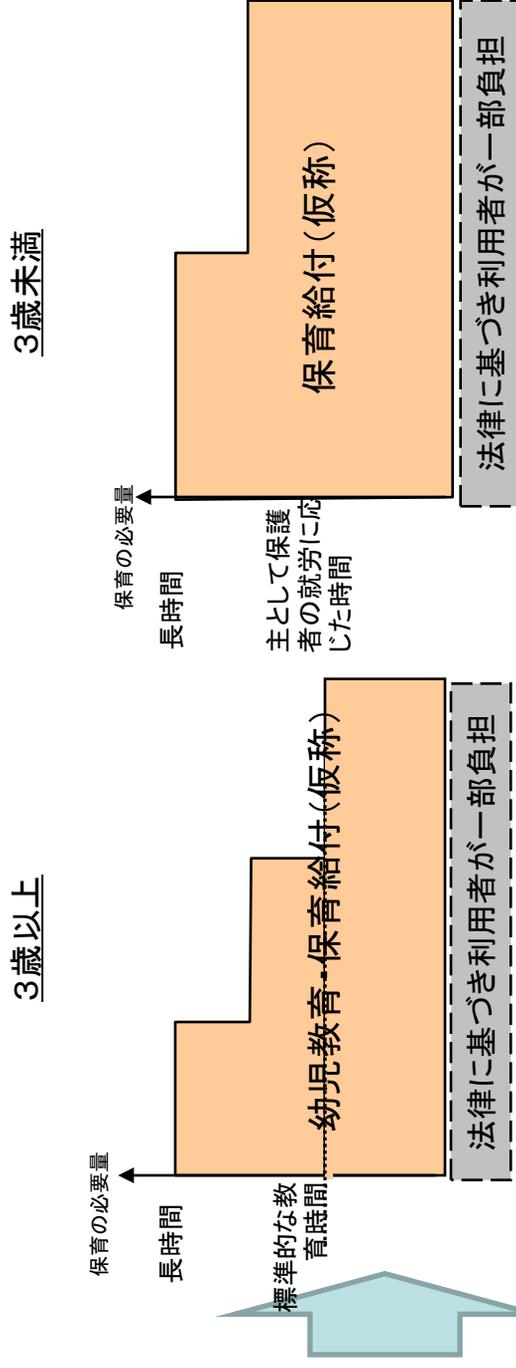
○ 幼保一体給付（仮称）については、次のような給付構成を基本とする。

- a. 3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する幼児教育・保育給付（仮称）
- b. 3歳未満児の保護者の就労時間等に対応する保育給付（仮称）

<現行制度>



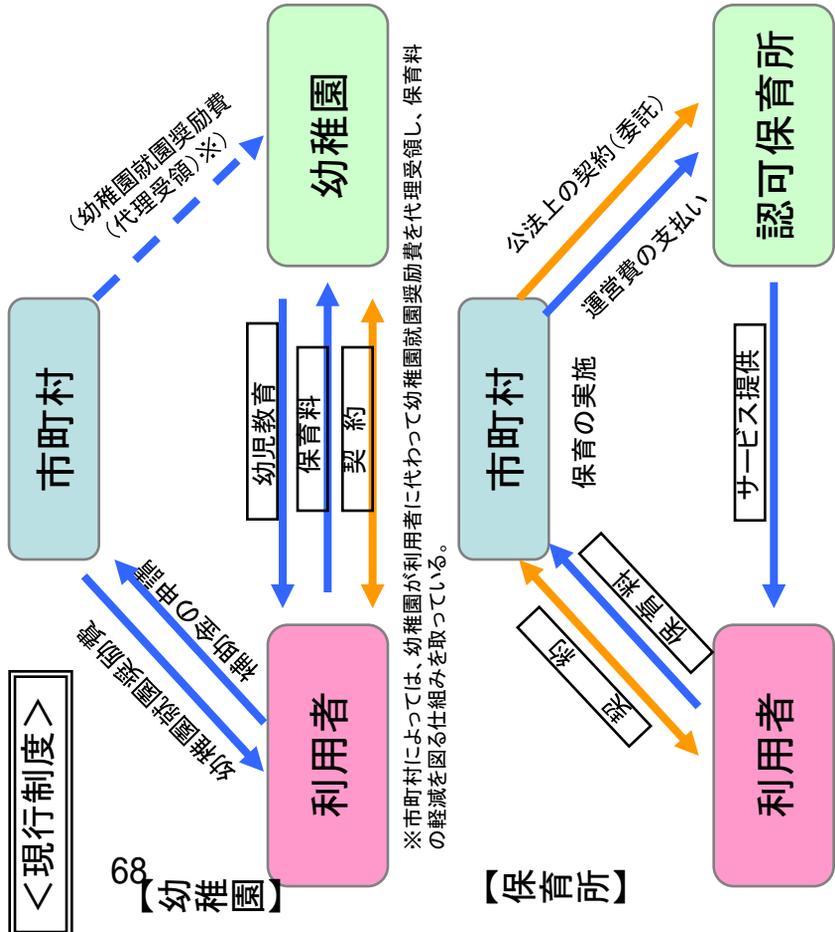
<新たな制度>



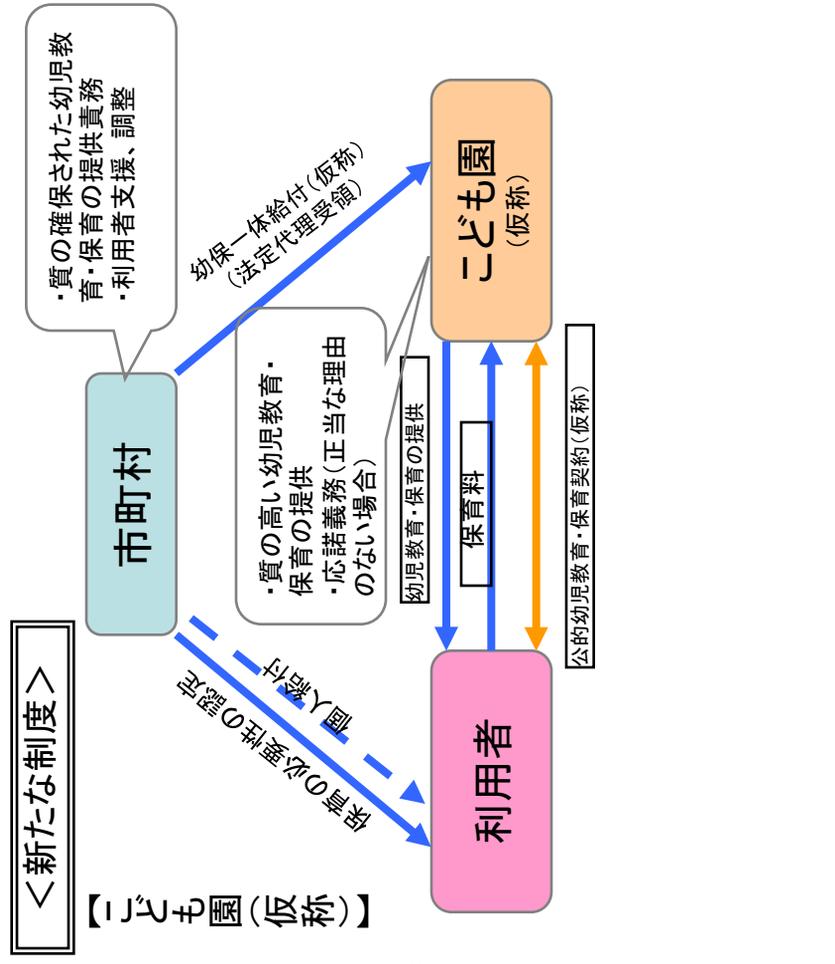
新たな制度における契約方式

- 幼保一体給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。
- 例外的でない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けけない子どもをいれずとも、市町村の関与※の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的幼児教育・保育契約(仮称)とする。
- ※ 例えば、以下の関与が考えられる。a) 保育需要が供給を上回る場合、管内の状況を把握し、必要に応じてあつておせんす。b) ひとり親家庭の子ども、虐待事例の子ども、障害のある子どもなど、優先的に利用を確保すべき子どもについても、受入可能な施設が著しく困難な場合には、市町村による措置による利用の仕組みを検討する 等
- 公的幼児教育・保育契約(仮称)については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。ただし、入園希望者が定員を上回る場合に限り、選考基準の公開等を条件に、建学の精神に基づく入園児の選考を認める。
- ※ 建学の精神に基づく選考とは、例えばクリスマスチャンの優先など。
- 入園できなかつた子どもについては、必要な幼児教育・保育が保障されるよう、市町村に調整等の責務を課す。

<現行制度>



<新たな制度>



※市町村によっては、幼稚園が利用者に代わって幼稚園就園奨励費を代理受領し、保育料の軽減を図る仕組みを取っている。

新たな制度における価格設定のイメージ

<現行制度>

<新たな制度>

幼稚園(A)
(支出)

課外活動にかか る経費等	事業費 ・冷暖房費、教材費、 食 材費	99 人件費	管理費 ・光熱費	施設整備費 ・通常の施設 ・大型遊具等

幼稚園(B)
(支出)

課外活動にかか る経費等	事業費 ・冷暖房費、教材費、食 材費	人件費	管理費 ・光熱費	施設整備費 ・通常の施設 ・大型遊具等

保育所
(支出)

課外活動にかか る経費等	事業費 ・冷暖房費、教材費、食 材費	人件費	管理費 ・光熱費	施設整備費 ・通常の施設 ・大型遊具等

X施設
(収入)

上乗せ徴収※ (入学金+保育料等)	実費徴収 (低所得者に対する補足的な給 付を行う)	幼児教育・ 保育給付 (仮称)	※法律に基づき 利用者が 一部負担 (低所得者には 一定の配慮)	施設の 減価償却費

Y施設
(収入)

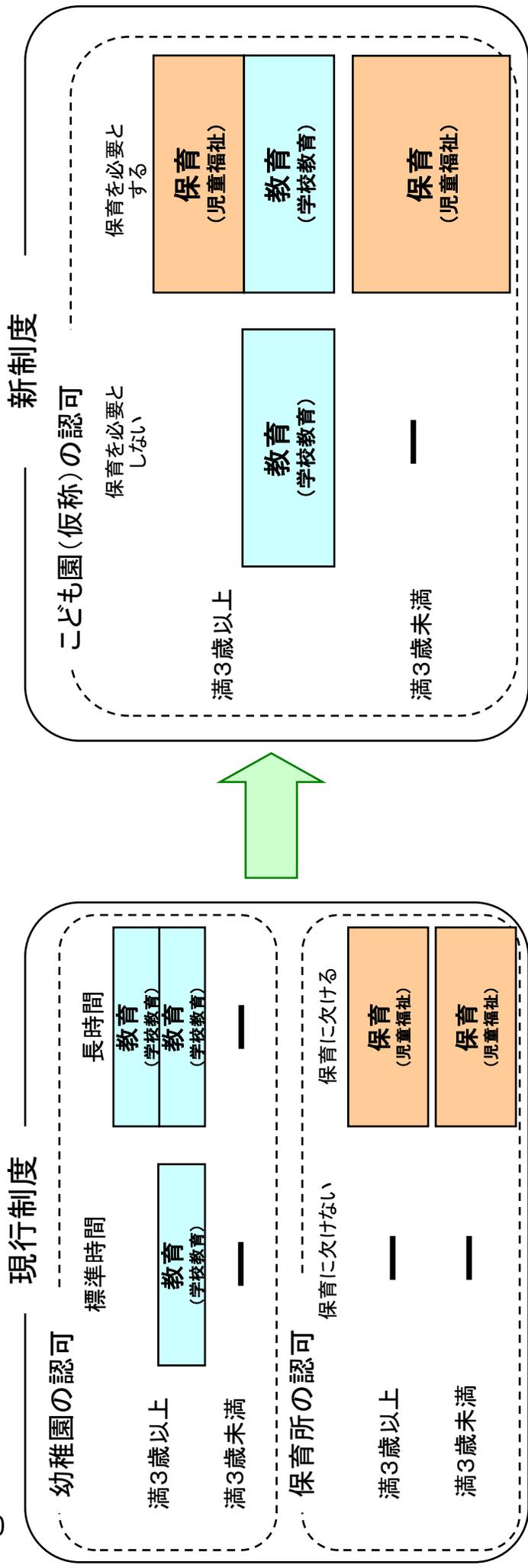
実費徴収 (低所得者に対する補足的な給 付を行う)	幼児教育・ 保育給付 (仮称)	※法律に基づき 利用者が 一部負担 (低所得者には 一定の配慮)	施設の 減価償却費

※施設が説明責任を果たすこと等を義務付ける。
(上乗せの理由について情報開示すること等)
※上限設定はしない。

こども園(仮称)の創設

- 新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。
- 「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- 「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とし、満3歳以上の子どもを受入れを義務付けることとする。
 - ア 満3歳以上児については、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。
 - イ 満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて、保育を必要とする子どもには保育を保障。
- なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等※により、満3歳未満児の受入れを含め、こども園(仮称)への移行を促進する。

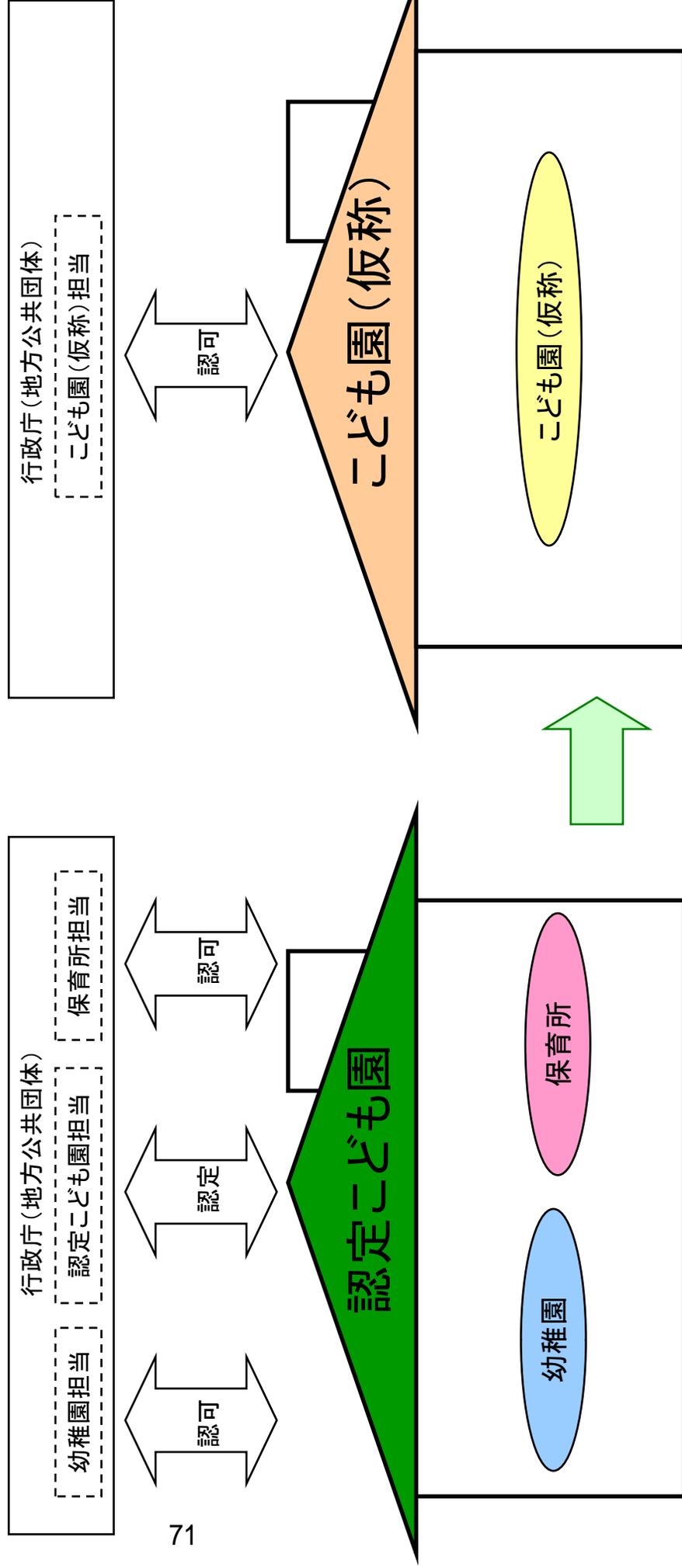
※例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設することなど。



こども園(仮称)の創設

～二重行政の解消～

- 現行の幼保連携型認定こども園を運営するためには、幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁の認可・認定が必要となっている。
- こども園制度(仮称)においては、こども園(仮称)の認可に一本化される。

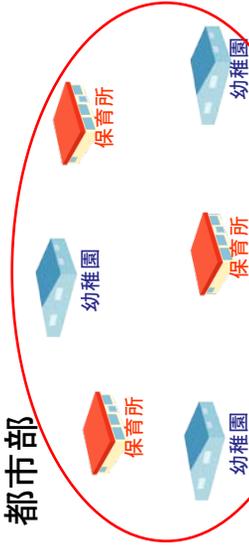


- ・ 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本方針を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化によりこども園(仮称)への移行を政策的に誘導する。
- ・ 市町村においては、国による制度改正及び基本方針を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の共働き家庭の子どもの状況、満3歳以上の片働き家庭の子どもの状況、満3歳未満の共働き家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要なこども園(仮称)、幼稚園、保育所※等を計画的に整備する。

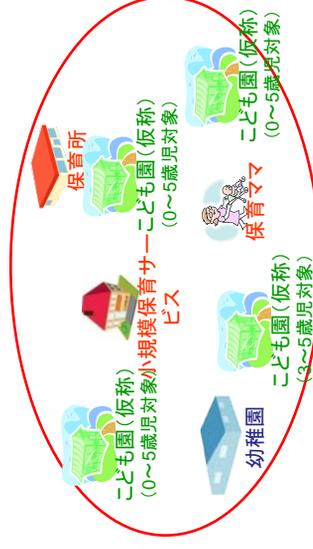
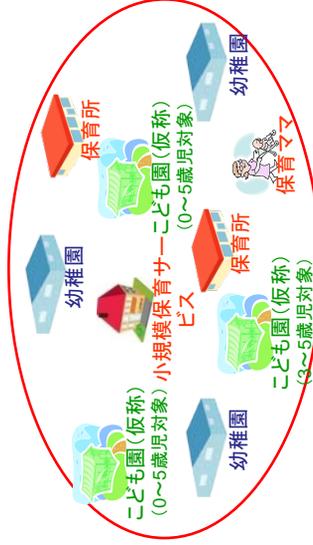
※3歳以上児を対象としない現在のいわゆる乳児保育所のような保育所。

(例)

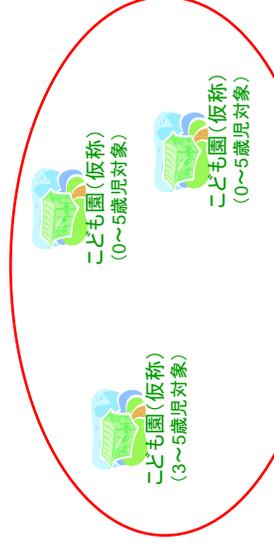
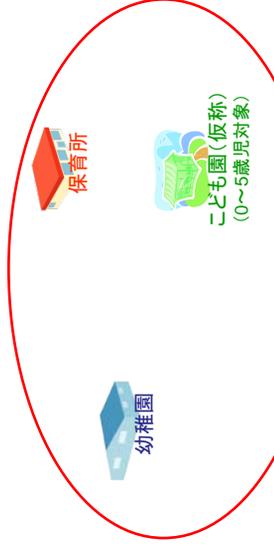
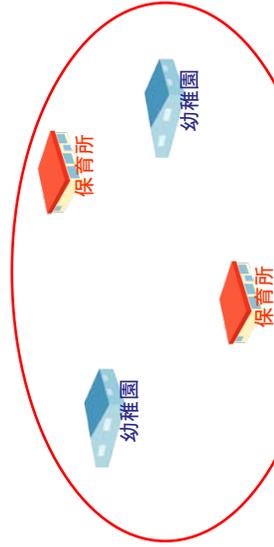
○ 都市部



72



○ 人口減少地域



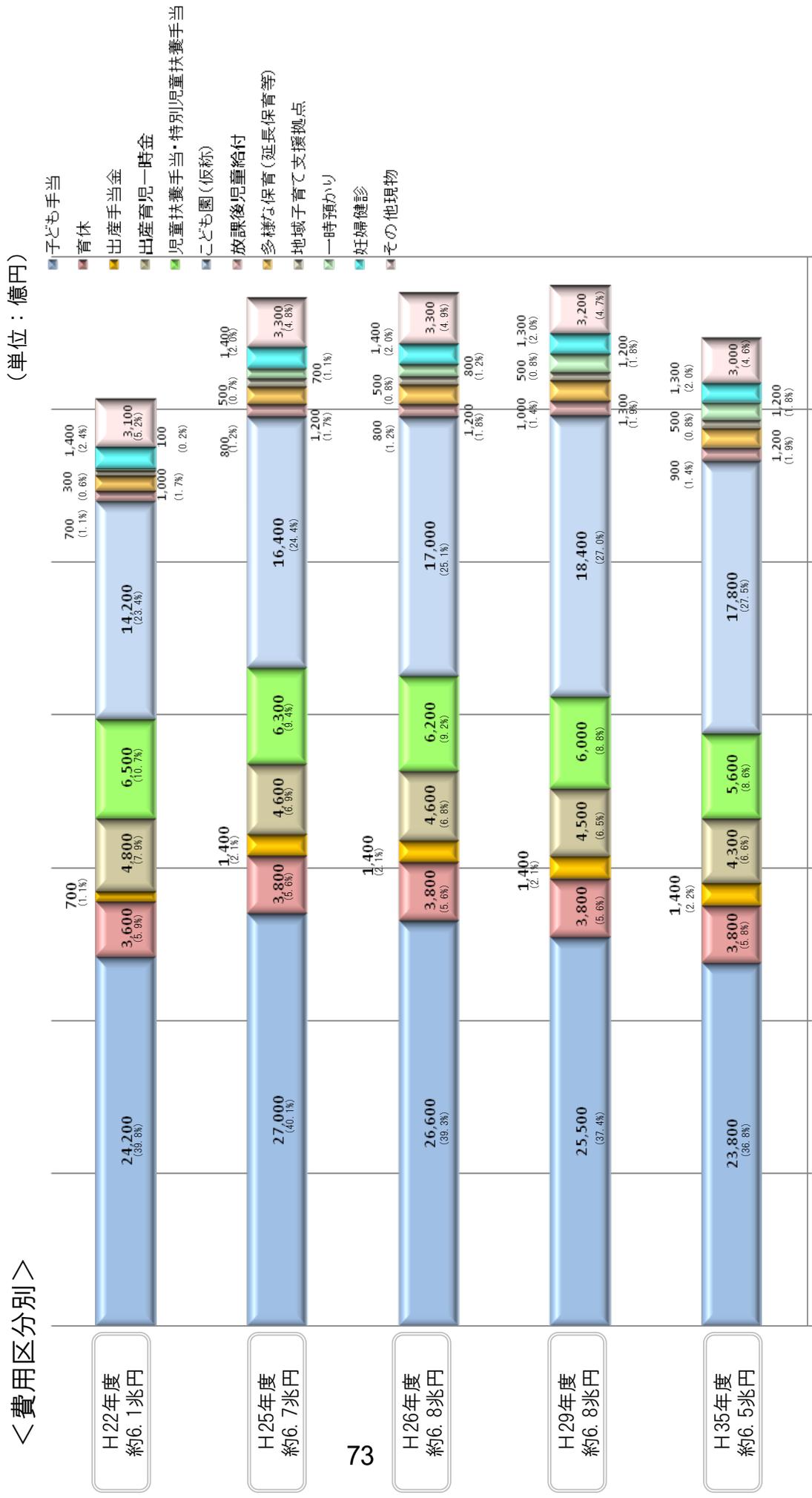
- ・ 幼児教育や保育のニーズの増大に応じ、こども園(仮称)を始め地域の実情等に応じた幼児教育・保育の提供体制の整備を行う。
- ・ 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、市町村の計画に基づき、既存施設のこども園(仮称)への移行を推進する。

- ・ 子どもの減少に応じ、市町村の計画に基づき、既存施設のこども園(仮称)への移行を推進する。

現金給付＋現物給付の年次推移

○ 子ども・子育てビジョンに基づき現物給付の量的拡大が継続するため、平成29年度まで給付総額は増加するが、平成30年度以降児童人口の減少を反映して給付総額は減少していく。

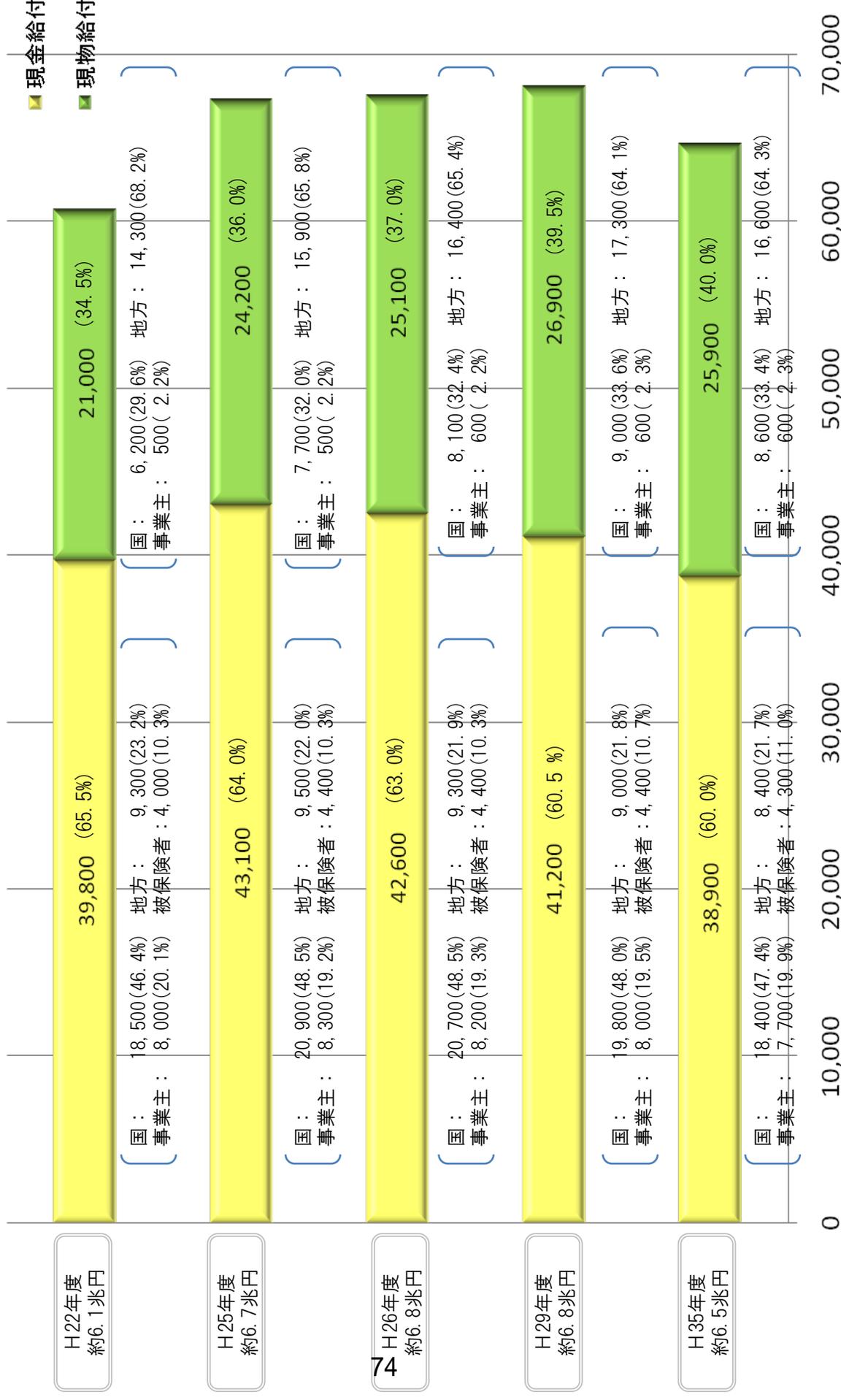
＜費用区分別＞



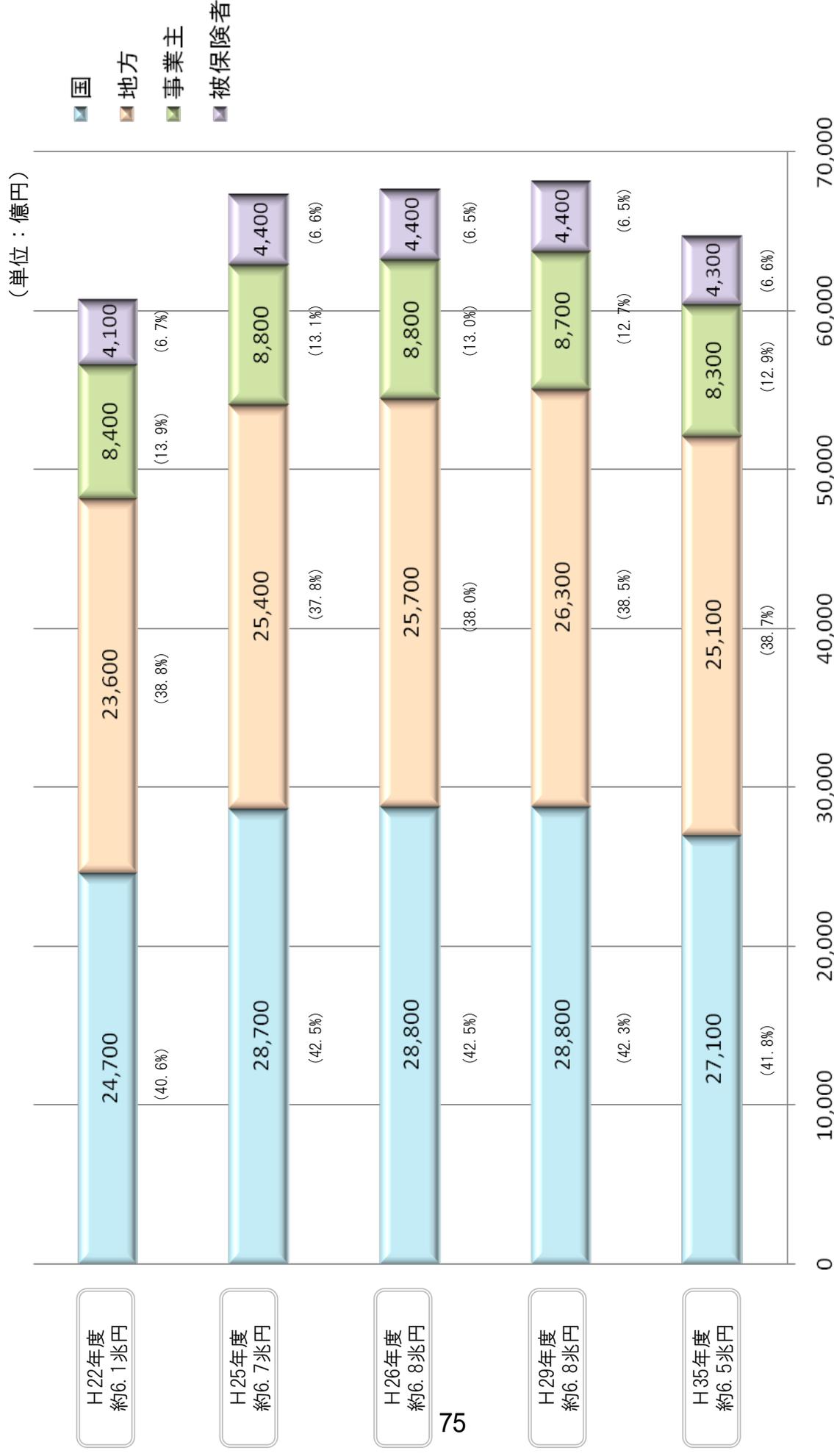
※ H22年度の子ども手当の額は10月分であり、児童手当2月分を含んでいる。

<現金・現物別>

(単位：億円)



<財源構成割合別>



※ 地方負担及び事業主負担の金額には特別交付金が含まれている。
 H22年度： 約1340億（地方）、約940億（事業主）
 H25年度以降： 約1750億（地方）、約1130億（事業主）

「子ども・子育てビジョン」

(平成22年1月29日閣議決定)

基本理念の転換

(子どもと子育てを応援する社会)

家族や親が子育てを担う

《個人に過重な負担》

社会全体で子育てを支える

《個人の希望の実現》

- 子どもが主人公(チルドレン・ファースト)
- 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
- 生活と仕事と子育ての調和(M字カーブを台形型へ)

バランスのとれた 総合的な子育て支援

《子育て家庭等への支援》

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化
- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給
- ・生活保護の母子加算

《保育サービス等の基盤整備》

- ・待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実
- ・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一体的な制度の構築に向けた検討

待機児童の解消等に向けた明確な数値目標 (5年後の姿)

○潜在的な保育ニーズに対応した保育サービスの拡充

<保育サービスを受けている子どもの割合>

[現状] 3歳未満児の **4人に1人** (24%)

3歳未満児：75万人
全体：215万人



※年5万人の増

[H26]

3歳未満児の **3人に1人** (35%)

3歳未満児：102万人
全体：241万人

○放課後児童クラブの充実(主に小学校1～3年)

[現状] **5人に1人** (81万人)



[H26]

3人に1人 (111万人)

「企業の取組」を促進

○次世代認定マーク(くるみん)の取得促進(652企業⇒2,000企業)

○入札手続き等における対応の検討(企業努力の反映などインセンティブ付与)

「地域の子育て力」を重視

- すべての中学校区に地域子育て支援拠点を整備(7,100か所⇒10,000か所)
- 商店街の空き店舗や学校の余剰教室・幼稚園の活用

「男性の育児参加」を重視

○男性の育児休業取得を促進

[現状] 男性育児休業取得率 **1.23%**



[H29]

10% *参考指標

○男性の育児参加を促進

[現状] 男性の育児・家事時間 **1日 60分**



[H29]

1日 2時間30分 *参考指標

「子ども子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

家族や親が子育てを担う
《個人に過重な負担》

社会全体で子育てを支える
《個人の希望の実現》

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

子どもと子育てを応援する社会

基本的考え方

1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切に
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や負担を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

3つの大切な姿勢

○ **生命(いのち)と育ちを大切に**する

○ **困っている声に応える**

○ **生活(くらし)を支える**

目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(1) 子どもを社会全体で支え、若者が安心して成長できる社会へ

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
- ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)

(3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

- ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組み環境整備

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(4) 安心して妊娠・出産できるように

- ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
- ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
- ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減

(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
- ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
- ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
- ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実

(6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

- ・小児医療の体制の確保

(7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
- ・児童虐待の防止、家庭の養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

- ・乳児の全戸訪問等(こにちは赤ちゃん事業等)
- ・地域子育て支援拠点の設置促進
- ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
- ・商店街の空き店舗や学校の余剰教室・幼稚園の活用
- ・NPO法人等の地域子育て活動の支援

(10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように

- ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
- ・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
- ・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

(11) 働き方の見直しを

- ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
- ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
- ・テレワークの推進
- ・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

- ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
- ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
- ・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
- ・入札手続等における対応の検討

主な数値目標等

**安心して産
む妊婦と出産**

ONICU（新生児集中治療管理室）病床数
（出生1万人当たり）

○不妊専門相談センター

〔現状〕

21.2床 ⇒ 25～30床

55都道府県市 ⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

〔H26目標値〕

〔現状〕

7100か所 ⇒ 10000か所
（市町村単独分含む）
570市町村 ⇒ 950市町村
348万日 ⇒ 3952万日
49か所 ⇒ 100か所

**地域の子育て力
の向上**

- 地域子育て支援拠点事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり事業（延べ日数）
- 商店街の空き店舗の活用による子育て支援

**潜在的な保育ニーズにも対応した
保育所待機児童の解消**

78

○平日昼間の保育サービス（認可保育所等）
（3歳未満児の保育サービス利用率）

○延長等の保育サービス

○病児・病後児保育（延べ日数）

○認定こども園

○放課後児童クラブ

〔現状〕

215万人 ⇒ 241万人
（75万人（24%）） （102万人（35%））
79万人 ⇒ 96万人
31万日 ⇒ 200万日
358か所 ⇒ 2000か所以上（H24）
81万人 ⇒ 111万人

〔H26目標値〕

**男性の育児参加
の促進**

- 週労働時間60時間以上の雇用の割合
- 男性の育児休業取得率
- 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事
関連時間（1日当たり）

〔現状〕

10% ⇒ 半減（H29） *参考指標
1.23% ⇒ 10%（H29） *参考指標
60分 ⇒ 2時間30分（H29）
*参考指標

〔H26目標値〕

社会的養護の充実

○里親等委託率

○児童養護施設等における小規模グループケア

〔現状〕

10.4% ⇒ 16%
446か所 ⇒ 800か所

〔H26目標値〕

〔現状〕

38% ⇒ 55%（H29） *参考指標
652企業 ⇒ 2000企業

**子育てしやすい
働き方と企業の取組**

- 第1子出産前後の女性の継続就業率
- 次世代認定マーク（くるみん）取得企業数

〔H26目標値〕

社会保障改革の推進について（抄）

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

1. 社会保障改革に係る基本方針

○ 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。

○ このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。

○ 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。

また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案（仮称）及び求職者支援法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ。

○ 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのため場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

2. 社会保障・税に関わる番号制度について（略）

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
 与謝野 馨 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
 蓮 舫 内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】 片山 善博 総務大臣
 野田 佳彦 財務大臣
 高木 義明 文部科学大臣
 細川 律夫 厚生労働大臣
 海江田 万里 経済産業大臣
 藤井 裕久 内閣官房副長官（衆・政務）

「作業グループ」

【主 査】 末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）

【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
 吉田 泉 財務大臣政務官
 林 久美子 文部科学大臣政務官
 小宮山洋子 厚生労働副大臣
 田嶋 要 経済産業大臣政務官
 阿久津幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】
 内閣府副大臣（少子化対策）
 【事務局長代理】
 関係府省の局長クラスから事務局長が指名
 【事務局次長】
 関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
 【事務局員】
 関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

基本制度・幼保一体化・こども指針(仮称)ワーキングチームの設置

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣、政務官級会合)の下に、以下の3つのワーキングチームを設置。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ

基本制度WT

- 81 子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育てで会議(仮称)の運営の在り方等について、関係者と意見交換等を行う
- 「子ども・子育て会議(仮称)」への移行も視野に入れて開催
- 「幼保一体化ワーキングチーム」及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況について、必要に応じて、報告を受ける

幼保一体化WT

- こども園(仮称)の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

こども指針(仮称)WT

- 専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針(仮称)」について、先行して議論を開始する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

次世代育成支援対策推進法に基づく 市町村行動計画及び都道府県行動計画に関する 策定状況等の調査結果について (平成22年4月1日現在)

地方公共団体（市区町村及び都道府県）においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村行動計画及び都道府県行動計画（以下「市町村行動計画等」という。）を定めなければならないとされている。

市町村行動計画等は5年を1期として策定するものとされており、1回目に策定された市町村行動計画等（前期計画）については、平成17年度から平成21年度までを計画期間としていることから、2回目に策定される市町村行動計画等（後期計画）については、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度から平成26年度までを後期計画の期間として、平成21年度中に策定することが必要である。

このため、都道府県及び市区町村を対象に、平成22年4月1日現在の策定状況等を調査したところ、結果は次のとおりであった。

1 地域行動計画の策定状況

都道府県

(1) 行動計画の策定

①策定済み	42道府県	(89.6%)	
②未策定	5都県	(10.6%)	※22年度中に策定予定

(2) 策定手続きの状況 (42道府県)

①ニーズ調査の実施	42道府県	(100.0%)
②関係者意見の反映	42道府県	(100.0%)
③点検・評価のための指標の導入	39道府県	(92.9%)

市区町村

(3) 行動計画の策定 (1750市区町村 (平成22年3月31日現在))

①策定済み	1,642市区町村	(93.8%)	
②未策定	108市区町村	(6.2%)	※22年度中に策定予定

(4) 策定手続きの状況 (1642市区町村)

①ニーズ調査の実施	1,630市区町村	(99.3%)	※実施しなかった12町村は、人口規模が小さく、通常業務の中でニーズの把握に努めている。
②関係者意見の反映	1,558市区町村	(94.9%)	
③点検・評価のための指標の導入	1,262市区町村	(76.9%)	

2 地域行動計画の内容の公表状況

(1) 都道府県 (42道府県)

①公表済み 38府県 (90.5%)

【公表方法 (複数回答)】

ア ホームページに掲載 33府県

イ その他 18府県

- ・広報紙への掲載
- ・冊子の配布
- ・公共施設での閲覧等

②未公表 4道県 (9.5%)

(2) 市区町村 (1642市区町村)

①公表済み 1,281市区町村 (78.0%)

【公表方法 (複数回答)】

ア ホームページに掲載 720市区町村

イ その他 884市区町村

- ・広報紙への掲載
- ・冊子の配布
- ・公共施設での閲覧等

②未公表 361市区町村 (22.0%)

[平成22年度]

[平成23年度]

児童育成事業推進等対策事業 児童環境づくり基盤整備事業

700百万円 → 200百万円

(主な内容)

児童健全育成に資する模範的・先駆的事业等への助成

1 予算額の推移

(単位:百万円)

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度予算案
予算額	1,000	900	900	700	200
(都道府県事業分)	500	500	500	400	200
(市町村事業分)	500	400	400	300	—

84

2 事業内容

近年の出生率の低下に伴う少子化、核家族化や都市化の進展等、子どもや家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、模範的・先駆的な児童健全育成事業を実施し、その成果を全国に向けて発信することで、児童が健やかに生まれ育つための環境づくりを支援する。

3 実施主体

都道府県・指定都市・中核市

※市町村(特別区を含む。)事業分は平成22年度限りで廃止

4 補助率

定額(10/10相当)

(資料3)

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「<u>児童環境づくり基盤整備事業の実施について</u>」により、<u>都道府県、指定都市及び中核市</u>が行う事業を交付の対象とする。</p> <p>(削除)</p>	<p>別紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の2に規定する児童育成事業として、児童環境づくり基盤整備事業を実施し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) <u>児童育成事業推進等対策事業</u> 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「<u>児童環境づくり基盤整備事業の実施について</u>」の別添1「<u>児童育成事業推進等対</u></p>

	<p><u>策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。</u></p> <p><u>(2) 民間児童館活動事業</u></p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに社会福祉法人等が設置し、行う事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業。</p> <p><u>(3) 児童福祉施設併設型民間児童館事業</u></p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業。</p> <p><u>(4) 地域子育て環境づくり支援事業</u></p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「地域子育て環境づくり支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p><u>(5) 地域組織活動育成事業</u></p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。</p>
--	---

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>児童環境づくり基盤整備事業に必要な経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めたとした額</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>(1) 都道府県分</p> <p><u>別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額</u></p> <p>ア <u>別表の第1欄の健全育成推進事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p>イ <u>アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</u></p> <p>ウ <u>別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めたとした額を交付額とする。</u></p>	<p>(1) 都道府県分</p> <p><u>別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額</u></p> <p>ア <u>別表の第1欄の健全育成推進事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p>イ <u>アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</u></p> <p>ウ <u>別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めたとした額を交付額とする。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>(2) 指定都市・中核市分</p> <p><u>別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額</u></p> <p>ア <u>別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めたとした額を交付額とする。</u></p> <p>イ <u>別表の第1欄の健全育成推進事業費及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第</u></p>

	<p>3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ イにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(3) 市町村分 (特別区を含み指定都市、中核市を除く。)</p> <p>別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。</p> <p>イ 別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ イにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(4) 社会福祉法人等分</p> <p>別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費のうち、民間児童館活動事業費について、次のア及びイにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p>
--	--

(削除)

(削除)

<p>(交付の下限)</p> <p>5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあっては100万円、中核市にあっては50万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。</p> <p>(3) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>(5) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておくかしなければならない。</p> <p>(削除)</p>	<p>(交付の下限)</p> <p>5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあっては100万円、中核市にあっては50万円、市町村(特別区を含む。)にあっては10万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 直接補助事業に係る場合</p> <p>ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。</p> <p>ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておくかなければならない。</p> <p>(2) 間接補助事業に係る場合</p> <p>ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げ</p>
--	---

	<p>る条件（ただし、社会福祉法人等については、オの条件にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。）を付さなければならぬ。この場合において（1）のア及びウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、（1）のイ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と（1）のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならぬ。</p> <p>ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>
<p>（6）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式5により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>	<p>（3）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式1-1により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>

<p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に<u>関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) <u>都道府県が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業</u></p> <p><u>都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、別紙様式2による申請書に<u>関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></u></p> <p>(2) <u>市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業</u></p> <p>ア <u>市町村長は、別紙様式4による申請書に<u>関係書類を添えて、毎年度5月末日までに都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。</u></u></p> <p>イ <u>都道府県知事は、アの申請書を取りまとめ、別紙様式6による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。</p>
<p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に<u>関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(変更申請手続)</p> <p>8 (略)</p>

<p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 (略)</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の実績報告は、<u>事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として90日以内に交付の決定を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認めると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の実績報告は、<u>次により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>都道府県が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業</u></p> <p><u>都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式8による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>(2) <u>市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業</u></p> <p>ア <u>市町村長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式9による報告書を都道府県知事を經由して厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p>

<p>イ 都道府県知事は、アの報告書を取りまとめ、別紙様式10による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。</p>	<p>(補助金の返還)</p> <p>12 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>13 (略)</p>
---	--

(削除)

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
推進等対策事業費 児童育成事業費	1 児童育成事業推進等対策事業 (1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業に必要な経費	定額
児童の健全育成に必要な経費 市町村児童環境づくり基盤整備事業費	2 民間児童館活動事業費 (1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施1か所当たり年額 1,799,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあっては、1か所当たり899,000円とする) (2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施1か所当たり年額 2,968,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあっては、1か所当たり1,484,000円とする) 3 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 1か所当たり年額 9,999,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあっては、1か所当たり4,995,000円とする)	民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3

(削除)

健全 育成 推進	4 地域子育て環境づくり支援事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり 年額 935,000円	地域子育て環境づくり支援事 業に必要な経費	1/3
市 町 村 基 礎 整 備 事 業 費	5 地域組織活動育成事業費 1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必 要な経費	1/3

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金調書

厚生労働省所管

年金特別会計

児童手当及び子ども手当勘定

(都道府県・指定都市・中核市・市町村名)

国			地方公共団体							備 考	
歳 出 予 算 科 目	交付決定額	補助率	歳 入			歳 出					
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち 国庫補助金相当額	支 出 済 額		うち 国庫補助金相当額
(項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 (積算内訳) (1)児童の健全育成に必要な経費 児童育成事業推進等対策事業費 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 (2)地域子育て支援に必要な経費 健全育成推進事業費 市町村児童環境づくり基盤整備事業費	円			円	円		円	円	円	円	

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。

2 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増△減額等の区分を明記すること。

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金調書

厚生労働省所管

年金特別会計

児童手当及び子ども手当勘定

(都道府県・指定都市・中核市名)

国			地方公共団体							備 考	
歳 出 予 算 科 目	交付決定額	補助率	歳 入			歳 出					
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち 国庫補助金相当額	支 出 済 額		うち 国庫補助金相当額
(項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 (積算内訳) <u>児童環境づくり基盤整備事業</u>	円			円	円		円	円	円	円	

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。

2 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増△減額等の区分を明記すること。

別紙様式 2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表 (別表 1)
- 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書 (別表 2)
- 4 添付書類
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別紙様式 2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

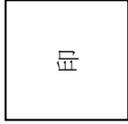
- 1 国庫補助金申請額 金 円
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表 (別表 1)
- 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表 (別表 2)
- 4 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書 (別表 3)
- 5 添付書類
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別紙様式 3

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長



平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の変更交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|--------------------------------------|---|---|
| 1 | 国庫補助金申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更の内容 | | |
| 3 | 変更の理由 | | |
| 4 | 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表 (別表 1) | | |
| 5 | 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書 (別表 2) | | |
| 6 | 添付書類 | | |

当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別紙様式 3

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長



平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の変更交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

- | | | | |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 1 | 国庫補助金申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更の内容 | | |
| 3 | 変更の理由 | | |
| 4 | 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表 (別表 1) | | |
| 5 | 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表 (別表 2) | | |
| 6 | 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書 (別表 3) | | |
| 7 | 添付書類 | | |

当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額	要国庫補助額	備 考
	千円	千円	
(1)児童の健全育成に必要な経費			
児童育成事業推進等対策事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
小 計			
(2)地域子育て支援に必要な経費			
健全育成推進事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
小 計			
合 計			

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額表

対 象 経 費			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	要国庫補助額 ⑥	備 考
支出予定額①	寄付金その他の 収入額 ②	差 引 額 (① - ②) = ③				
円	円	円	円	円		

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表

1 都道府県分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ⑤ (③と④を比較して少ない方の額)	要国庫補助額 ⑥	者
	支出予定額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円		

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

都道府県名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ⑤ (③と④を比較して少ない方の額)	要国庫補助額 ⑥ (⑤ × 1/3)	者
	支出予定額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	

※地域子育て環境づくり支援事業

(削除)

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

指定都市・中核市名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 ⑥	備 考
	支出予定額 ①	交付金その他の収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市・中核市名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
	支出予定額 ①	交付金その他の収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	※地域子育て環境づくり支援事業

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市 中核市名	区 分	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
		支出予定額 ①	交付金その他の収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	民間児童館活動事業費	円	円	円	円	円	(1) 小児児童館 在所 うち、事業実施期間6月未満 在所	
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費	円	円	円	円	円	(2) 児童センター 在所 うち、事業実施期間6月未満 在所	
	合 計	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 民間児童館活動事業費 円 うち、小児児童館 円 うち、児童センター 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円	

(4) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市・中核市名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
	支出予定額 ①	交付金その他の収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	※地域組織活動育成事業費

(削除)

3. 市町村分

(1)-1. 市町村児童福祉施設及び高齢者福祉施設(児童の健全育成に必要な経費)

市町村名	区分	対象経費			標準額④	課税標準額⑤ (④と⑥を比較して少ない方の額)⑥	課税標準額⑤ (⑤×2/3)=⑦	児童福祉施設 (⑦との差を比較して少ない方の額)⑧	児童福祉施設 (⑦との差を比較して少ない方の額)⑨ (⑧×1/2)	児童福祉施設 (⑧×1/2)	備 考				
		支出予定額①	交付金その他の収入額②	課税標準額③ (①-②)=③											
〇〇市	民間児童福祉施設等経費	円	円	円	円	円	/	/	/	/	(1) 小児児童館 円 うち、事業実施期間6月未満 円 (2) 児童センター 円 うち、事業実施期間6月未満 円				
	児童福祉施設等設置民間児童福祉施設等経費														円 うち、事業実施期間6月未満 円
	計	円	円	円	円	円					円	円	円	円	
〇〇市	民間児童福祉施設等経費	円	円	円	円	円	/	/	/	/	(1) 小児児童館 円 うち、事業実施期間6月未満 円 (2) 児童センター 円 うち、事業実施期間6月未満 円				
	児童福祉施設等設置民間児童福祉施設等経費														円 うち、事業実施期間6月未満 円
	計	円	円	円	円	円					円	円	円	円	児童福祉施設等⑨の内訳
計											民間児童福祉施設等経費 円 うち、小児児童館 円 うち、児童センター 円 児童福祉施設等設置民間児童福祉施設等経費 円				

(削除)

(1)-2 市町村児童福祉課に付託児童福祉費(他給子費で支拂に必要経費)

市 町 村 名	対象経費			基 礎 額 ④	運 定 額 (⑤上④を比較して少ない方の額) ⑥	(⑤×2/3)=⑦	国 庫 補 助 額 ⑧	国 庫 補 助 基 本 額 (⑧上④を比較して少ない方の額) ⑨	国 庫 補 助 額 (⑧×1/2) ⑩	注
	支 出 予 定 額 ①	委託金その他の収入 額 ②	差 引 額 (①-②) ③							
〇〇市										
〇〇市										
〇〇市										
計 〇市△町□村										

※他給子費等児童福祉費

(削除)

4 社会福祉法人等分

(1) 南野村児童発達支援センター基盤整備事業費

社会福祉法人等名	区 分	対象経費			基 準 額 ④	規 定 額 ①(3)と(4)を比較して 少ない方の額)⑤	(5)×2/3=⑥	経 費 規 模 補 助 額	国庫補助基本額 (⑥より多額を比較して 少ない方の額)⑧	国 庫 補 助 額 (⑧×1/2) ⑨	備 考
		支出元定額①	委託金等の他の 収入一額②	差 引 額 (①-②)=③							
〇〇法人	民間児童発達支援事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)小型児童館 円 うち、事業実施期間6月未満 円 (2)児童センター 円 うち、事業実施期間6月未満 円
△△法人	民間児童発達支援事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)小型児童館 円 うち、事業実施期間6月未満 円 (2)児童センター 円 うち、事業実施期間6月未満 円
計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	国庫補助総額の内訳 小型児童館 円 児童センター 円

(削除)

別表3

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

1 都道府県分

(1)児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(2)健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区 分	事 業 実 施 内 容	備 考
地域子育て環境づくり支援事業		

(削除)

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(削除)

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区 分	事 業 実 施 内 容	備 考
地域子育て環境づくり支援事業		

(削除)

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費

ア 民間児童館活動事業費

a 児童館

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合計		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合計		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(削除)

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
合 計				
			か所	

(削除)

b 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	△	△	△	△	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開 設 時 間 数 時間	児 童 数				備 考
			小学1 ~3年生	小学4 ~6年生	そ の 他	計	
	日						

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	
啓発活動・福祉サービス利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事との連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
異年齢児との交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

- (注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

ウ 地域組織活動育成事業費

実施市名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
合計	か所			

(削除)

(削除)

3 市町村分

(1) 市町村児童環境づくり基礎整備事業費

ア 民間児童館活動事業費

a 児童館

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備
				事業数	選択事業	
			か月			
小 社		か所			ア イ ウ エ 事業 事業 事業	
小 社		か所			ア イ ウ エ 事業 事業 事業	
全社 (市町村)		か所			ア イ ウ エ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次とおし記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「欄等」を記入すること

自然体験活動事業一ア、子どもボランティア育成支援事業一イ、児童健全育成相談支援事業一ウ、児童児童等来館促進事業一エ

b 児童センター

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備
				事業数	選択事業	
			か月			
小 社		か所			ア イ ウ エ 事業 事業 事業	
小 社		か所			ア イ ウ エ 事業 事業 事業	
全社 (市町村)		か所			ア イ ウ エ 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次とおし記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「欄等」を記入すること

自然体験活動事業一ア、子どもボランティア育成支援事業一イ、児童健全育成相談支援事業一ウ、児童児童等来館促進事業一エ

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
小計		か所		
小計		か所		
合計		か所		

(削除)

b 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	△	△	△	△	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開 設 時 間 数	児 童 数				社	備 考
			小学1 ~3年生	小学4 ~6年生	そ の 他			
	日	時間						

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	
啓発活動・福祉サービス利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事との連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
暮年給児との交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

- (注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
 2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(削除)

ウ 地域組織活動育成事業費

市 町 村 名	地 域 組 織 名	会 員 数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備 考
		人		
小 計	か所			
小 計	か所			
小 計	か所			
合 計 (市 町 村)	か所			

(削除)

4 社会福祉法人等分

市町村児童環境づくり基盤整備事業費

民間児童館活動事業費

a 児童館

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計	か所					ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計	か所					ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(削除)

(削除)

別紙様式 4

番 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 _____ 円
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額調書 (別表1)
- 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書 (別表2)
- 4 添付書類

当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

(削除)

別紙様式 5

番 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿



市町村長

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の変更交付申請について

標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金申請額 金 _____ 円
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額調書 (別表1)
- 5 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金事業計画書 (別表2)
- 6 添付書類

当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額調書

市町村名	事業種目名	対 象 経 費			基 準 額 ④	国庫補助基本額	要国庫補助額	備 考
		支出予定額①	寄付金等の他の 収入額②	差 引 額 (①-②)③		(③と④を比較して少 ない方の額)⑤	⑥	
	児童育成事業推進等対策事業費	円	円	円	円	円		

(削除)

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

児童育成事業推進等対策事業

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(削除)

(削除)

別紙様式 6

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の交付申請に関する進達について

標記について、管内市町村長から申請があったので、取りまとめて進達する。

1 国庫補助金申請額 金 円

2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金市町村別所要額調査 (別表)

3 市町村別補助金交付申請書

(削除)

別紙様式 7

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の変更申請に関する進達について

標記について、管内市町村長から申請があったので、取りまとめて進達する。

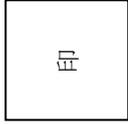
- 1 国庫補助金申請額 金 _____ 円
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金市町村別所要額調査 (別表)
- 5 市町村別補助金交付申請書

別紙様式4

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長



平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金収支精算額表 (別表1)
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金に係る事業実施状況 (別表2)

3 添付書類

当該事業に関する歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本

別紙様式8

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長



平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金収支精算額総括表 (別表1)
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金収支精算額内訳表 (別表2)
- 3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金に係る事業実施状況 (別表3)

4 添付書類

当該事業に関する歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額総括表

区 分	要国庫補助額①	交付決定額②	受入額③	差引過△不足額 (③-①)④	備 考
	千円	千円	千円	千円	
(1)児童の健全育成に必要な経費					
児童育成事業推進等対策事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
小 計					
(2)地域子育て支援に必要な経費					
健全育成推進事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
小 計					
合 計					

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額表

対 象 経 費			国庫補助基本額	要国庫補助額	交付決定額	受入額	差引過△不足額	備 考
表支出額①	寄付金その他の収入額②	差引額 (①-②)=③	基準額④	(③と④を比較して 少ない方の額)⑤	⑥	⑦	⑧(⑧-⑥)⑨	
円	円	円	円	円	円	円	円	

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額内訳表

1 都道府県分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額) ⑤	要国庫補助額 ⑥	去
	表支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (②) = ③				
	円	円	円	円	円		

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

都道府県名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	去
	表支出額 ①	寄付金その他の 収入額 ②	差引額 (②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	

※地域子育て環境づくり支援事業

(削除)

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額内訳表

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

指定都市名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ((3)と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備 考
	要支出額 ①	交付金 収入額 ②	その他の 経費額 ③ (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ((3)と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備 考
	要支出額 ①	交付金 収入額 ②	その他の 経費額 ③ (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	※地域子育て環境づくり支援事業

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市名	区 分	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ((3)と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備 考
		要支出額 ①	交付金 収入額 ②	その他の 経費額 ③ (① - ②) = ③				
	民間児童館活動事業費	円	円	円	円	/	(1) 小型児童館 かつ うち、事業実施期間6月未満 かつ	
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費	円	円	円	円		(2) 児童センター かつ うち、事業実施期間6月未満 かつ	
		円	円	円	円	円	かつ うち、事業実施期間6月未満 かつ	
	合計						要国庫補助額⑥の内訳 民間児童館活動事業費 円 うち、小型児童館 円 うち、児童センター 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円	

(4) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市・中核市名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 ((3)と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備 考
	要支出額 ①	交付金 収入額 ②	その他の 経費額 ③ (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	※地域組織活動育成事業費

(削除)

3 市町村分

(1)-1 市町村児童福祉及び高齢福祉事業費(児童の健全育成に必要な経費)

市町村名	区分	対象経費			額	額	額	額	額	額	額	備考
		支出額 ①	受給者数 ②	平均年齢 ③								
〇〇市	民間児童館活動事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)小児児童館 _____ 円 うち、事業実施期間6月未満 _____ 円 (2)児童センター _____ 円 うち、事業実施期間6月未満 _____ 円
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費											_____ 円 うち、事業実施期間6月未満 _____ 円
	社	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
〇〇市	民間児童館活動事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)小児児童館 _____ 円 うち、事業実施期間6月未満 _____ 円 (2)児童センター _____ 円 うち、事業実施期間6月未満 _____ 円
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費											_____ 円 うち、事業実施期間6月未満 _____ 円
	社	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	民間児童館⑨の内訳
計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	民間児童館活動事業費 _____ 円 うち、小児児童館 _____ 円 うち、児童センター _____ 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 _____ 円

(削除)

(1)-2 市町村原簿環境づくり基礎整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

市 町 村 名	対象経費			基 準 額 ④	選 定 額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	⑤×2/3=⑥	都 道 府 県 補 助 額 ⑦	国 庫 補 助 基 本 額 (⑥と⑦を比較して少ない方の額)⑧	要 国 庫 補 助 額 (⑧×1/2)⑨	備 考
	実 支 出 額 ①	寄 付 金 等 の 他 の 収 入 額 ②	差 引 額 (①-②)③							
〇〇市	円	円	円	円						
□□市										
△△町										
計 〇市△町□村	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

※地域総務活動育成事業費

(削除)

4 社会福祉法人等分

(1) 市町村児童福祉づくり基金整備事業費

社会福祉法人等名	区 分	対象経費			基本経費額	選 定 額 4 (3)と4を比較して 少ない方の額 ⑤	⑤×2/3=⑥	超過府県補助額	国庫補助基本額	要国庫補助額 ⑧ (⑥×1/2)	備 考
		基本経費額 ①	その他の 収入額 ②	差引額 (①-②) ③							
〇〇法人	民間児童福祉施設事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)小型児童館 円 うち、事業実施期間6月未満 円 (2)児童センター 円 うち、事業実施期間6月未満 円
△△法人	民間児童福祉施設事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
計 法人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額 ⑧ の内 円 小型児童館 円 児童センター 円

(削除)

別表3

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金にかかる事業実施状況

1 都道府県分

(1)児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金に係る事業実施状況

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(2)健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区 分	事 業 実 施 内 容	備 考
地域子育て環境づくり支援事業		

(削除)

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

事業実施内容	
--------	--

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(削除)

(2)-2健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区 分	事 業 実 施 内 容	備 考
地域子育て環境づくり支援事業		

(削除)

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費

ア 民間児童館活動事業費

a 児童館

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合 計		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
				事業数	選択事業	
			か月			
合 計		か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(削除)

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

指定都市・中核市名	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
合計	か所			

(削除)

b 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	△	△	△	△	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開 設 時 間 数	児 童 数				備 考
			小学1 ~3年生	小学4 ~6年生	そ の 他	計	
	日	時間					

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	
啓発活動・福祉サービス利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事との連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
異年齢児との交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

(注) 1 (3)の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
 2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

(削除)

ウ 地域組織活動育成事業費

実施市名	地域組織名	会員数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備考
		人		
合計	か所			

(削除)

(削除)

3. 市町村分

(1) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費

ア 民間児童館活動事業費

a 児童館

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備
				事業数	選択事業	
			か月			
小 社	か所	か所		ア イ ウ エ	事業 事業 事業 事業	
小 社		か所		ア イ ウ エ	事業 事業 事業 事業	
合 社 (市 町 村)		か所		ア イ ウ エ	事業 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

設置主体 (市町村名)	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備
				事業数	選択事業	
			か月			
小 社	か所	か所		ア イ ウ エ	事業 事業 事業 事業	
小 社		か所		ア イ ウ エ	事業 事業 事業 事業	
合 社 (市 町 村)		か所		ア イ ウ エ	事業 事業 事業 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄 : 実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業費

a 実施概要

設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	備考
			か月	
小計		か所		
小計		か所		
合計		か所		

(削除)

b 施設の概要

(1) 児童福祉施設の概要

名 称	施 設 種 別	児童福祉施設で行う事業(実施する事業に○印)					備 考
		延長保育等 特別保育事業	児童家庭支 援センター	ショート ステイ	トワイライト ステイ	その他の 事業	

(2) 児童館の概要

名 称	職 員 の 配 置				備 考
	社会福祉士	保育士	児童の遊び を指導する者	児童指導員	
	△	△	△	△	

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの名称	年 間 開 設 日 数	開 設 時 間 数 時間	児 童 数				備 考
			小学1 ～3年生	小学4 ～6年生	そ の 他	計	

(4) 地域児童育成活動支援事業

事 業	実施の有無
相談事業	
啓発活動・福祉サービス利用の調整等	
地域住民による自主的活動の支援等	
関係機関等への連絡・協力	
地域行事との連携	
その他の事業	

(5) 児童健全育成特別事業

事 業	実施の有無
子育て支援	
異年齢児との交流	
引きこもり・不登校等児童に対する支援	
思春期児童の養育の支援	
その他の事業	

(注) 1 (3) の開設時間数欄には、1日の平均開設時間数を記入すること。
2 (4)、(5)の実施の有無欄には、実施する事業に○印を記入すること。

ウ 地域組織活動育成事業費

市 町 村 名	地 域 組 織 名	会 員 数	活動の拠点となる児童厚生施設 または公共施設名	備 考
		人		
小 計	か所			
小 計	か所			
小 計	か所			
合 計 (市 町 村)	か所			

(削除)

4 社会福祉法人等分

市町村児童環境づくり基盤整備事業費

民間児童館活動事業費

a 児童館

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計			か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

b 児童センター

市町村名	設置主体	運営主体	児童厚生施設名	事業月数	実施事業		備考
					事業数	選択事業	
				か月			
合計			か所			ア 事業 イ 事業 ウ 事業 エ 事業	

(注) 実施事業欄に次のとおり記入のこと。

① 事業数欄：実施する予定の事業数を記入すること

② 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること

自然体験活動事業→ア、子どもボランティア育成支援事業→イ、児童健全育成相談支援事業→ウ、年長児童等来館促進事業→エ

(削除)

(削除)

別紙様式 9

番 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額調書 (別表 1)
- 2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金に係る事業実績状況 (別表 2)
- 3 添付書類
当該事業に関する歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金精算額調書

市町村名	事業種目名	対象経費			基準額④	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額⑥	交付法定額⑦	受入額⑧	差引過不足額(⑧-⑥)⑨
		総事業費①	交付金の 収入額②	他の 差引額 (①-②)=③						
	児童育成事業推進等対策事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(削除)

別表2

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金に係る事業実施状況

児童育成事業推進等対策事業

事業実施内容	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

(削除)

(削除)

別紙様式10.

番 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金の実績報告に関する進達について

標記について、管内市町村長から事業実績報告書の提出があったので、取りまとめを進達する。

1 国庫補助金精算額 金 円

2 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金市町村別精算額調査 (別表)

3 市町村別補助金事業実績報告書

別表

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金精算額調書(児童育成事業推進等対策事業費)

都道府県名 _____

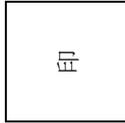
市町村名	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額 ⑥	交付決定額 ⑦	受入済額 ⑧	差引過△不足額(⑧-⑥) ⑨
	総事業費 ①	寄付金その 他収入額 ②	差引額 (①-②)=③						
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計									

(削除)

別紙様式5

号
日
月
年
平成
番

厚生労働大臣 殿



都道府県知事
指定都市市長
中核都市市長

平成 年度消費税及び地方消費税仕入れ控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定のあった児童環境づくり基盤整備
事業費国庫補助金について、交付要綱6(6)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額

又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入

控除額(要国庫補助金等返還相当額)

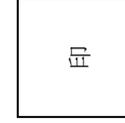
金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

別紙様式11

号
日
月
年
平成
番

厚生労働大臣 殿



都道府県知事
指定都市市長
中核都市市長
市町村市長

平成 年度消費税及び地方消費税仕入れ控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定のあった児童環境づくり基盤整備事業
費補助金について、交付要綱6(3)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額

又は事業実績報告額

児童育成事業推進等対策事業	金	円
民間児童館活動事業	金	円
児童福祉施設併設型民間児童館事業	金	円
地域子育て環境づくり支援事業	金	円
地域組織活動育成事業	金	円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入

控除額(要国庫補助金等返還相当額)

児童育成事業推進等対策事業	金	円
民間児童館活動事業	金	円
児童福祉施設併設型民間児童館事業	金	円
地域子育て環境づくり支援事業	金	円
地域組織活動育成事業	金	円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

改正後	現行
<p>別紙 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>1 目的 核家族化の進行、児童虐待の増加など、子どもや子育てをめぐる環境の複雑・多様化により、家庭や地域における子育て機能の低下といった問題が生じていることから、児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図り、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。 ただし、事業の一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容 次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際の先駆的な取組であり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。 ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。 （1）児童育成のための普及啓発事業 （2）児童健全育成に資する模範的事業 （3）児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業 （4）児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議</p>	<p>別紙 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>1 目的 核家族化の進行、児童虐待の増加など、子どもや子育てをめぐる環境の複雑・多様化により、家庭や地域における子育て機能の低下といった問題が生じていることから、安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。 （1）児童育成事業推進等対策事業（内容については、別添1のとおり） （2）民間児童館活動事業（内容については、別添2のとおり） （3）児童福祉施設併設型民間児童館事業（内容については、別添3のとおり） （4）地域子育て環境づくり支援事業（内容については、別添4のとおり） （5）地域組織活動育成事業（内容については、別添5のとおり）</p> <p>3 事業の実施方法等 各事業の実施については、別添1～5に定めるところによるものとする。</p>

(5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業

(6) その他 (1) ～ (5) に準ずる事業

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。

5 留意事項

(1) 6の(2)に定めるとおり、国の補助は原則として単年度であるが、事業の実施主体は、当該事業を継続するよう努めるものとする。

(2) 国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費用

(1) 都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとする。ただし、事業によって必要があると認められる場合には、複数年度の実施も可能とする。

(削除)

別添1

児童育成事業推進等対策事業実施要綱

1 目的

児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容

次に掲げる事業であつて、全国的な推進を図ろうとする際の先駆的な取組であり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。

(1) 児童育成のための普及啓発事業

(2) 児童健全育成に資する模範的事業

(3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業

(4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議

(5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業

(6) その他(1)～(5)に準ずる事業

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。

5 留意事項

(1) 6の(2)に定めるとおり、国の補助は原則として単年度であるが、事業の実施主体は、当該事業を継続するよう努めるものとする。

(2) 国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費用

(1) 都道府県、指定都市並びに中核市及び市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとする。ただし、事業によって必要があると認められる場合には、複数年度の実施も可能とする。

民間児童館活動事業実施要綱

1 趣 旨

民間児童館の創意工夫・柔軟な対応等の特色を生かし、地域の実情・需要に応じた活動の積極的な取組を実施することにより、地域児童の健全育成を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は民間児童館を運営する者（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」（以下「運営要綱」という。）の第2の2（2）～（4）に定める者をいう。）とする。

3 事業内容

運営要綱及び平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知「児童館の設置運営について」に定める活動のほか、次の（1）～（4）の事業のうち、2事業以上実施するものであること。

(1) 自然体験活動事業

ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行うものとする。

(2) 子どもボランティア育成支援事業

子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行うものとする。

(3) 児童健全育成相談支援事業

中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を定期的に行うものとする。

(4) 年長児童等来館促進事業

児童館への中・高校生の来館を促進するため、中・高校生が自主的にイベント等の催しを開催するための活動支援を行うものとする。

(5) 地域子育て支援拠点事業（児童館型）

本事業は、(1)～(4)と同様に、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、次世代育成支援対策

交付金の交付対象事業及び評価基準について（平成20年11月28日
雇児発第1128003号「地域子育て支援拠点事業」に定めるものとする。

4 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 市町村が設置し、実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に

対して、都道府県が補助する事業

(2) 指定都市及び中核市が設置し、実施する事業（委託に限る。）又は助
成する事業

(3) 社会福祉法人等が設置し、実施する事業に対して、都道府県、指定
都市及び中核市が補助する事業

児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱

1 趣 旨

民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童養護施設、保育所等の児童福祉施設の専門的な養育機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施することにより児童館事業の総合的な展開を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は民間児童館を運営する者（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2の2（2）～（4）に定める者という。）とする。

3 事業内容

（1）児童福祉施設で行う事業

児童館を併設する児童福祉施設においては、延長保育等の特別保育事業、児童家庭支援センターで行う事業、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護（トワイライトステイ）事業等地域の実情に応じた児童健全育成のための事業を行うものとする。

（2）併設した児童館で行う事業

併設された児童館において、①から③までに掲げる事業を行うものとする。

① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業

② 地域児童育成活動支援事業

地域の実情に応じて、次に掲げるような児童の健全育成に関する地域の各種活動の支援、サービスの利用の促進を行う。

（ア）相談事業

地域住民からの児童の健全育成、養育に関する各種の相談への対応。

（イ）啓発活動、福祉サービス利用の調整等

短期入所生活援助（ショートステイ）事業、延長保育等の特別

<p>保育事業、放課後児童健全育成事業等各種子育て支援のためのサービスの実施状況、利用方法等についての情報の提供及びその積極的な利用についての啓発、利用の調整。</p> <p>地域の児童健全育成に関する様々な情報（行事、講座等）の収集及び地域住民に対する情報提供。</p> <p>(ウ) 地域住民による自主的な活動の支援等</p> <p>児童の健全育成に関する子ども会、母親クラブ等の地域組織活動等地域ボランティアグループの活動の紹介及び必要に応じ日頃の活動に対する支援。</p> <p>(エ) 関係機関等への連絡・協力</p> <p>児童相談所、福祉事務所、学校、児童委員等関係機関との連絡及び関係機関による地域の児童とその家庭の状況把握への協力。</p> <p>(オ) 地域行事との連携</p> <p>児童館利用児童の地域行事への参加の勧奨等による他世代との交流の促進。</p> <p>③ 児童健全育成特別事業</p> <p>児童福祉施設の専門的機能を活用して、次に掲げるような児童健全育成に関する特別事業を行う。</p> <p>(ア) 子育て支援</p> <p>専業主婦を対象とした育児セミナーの開催、子育て支援サークルの設置促進、育児に関する情報提供等による子育て支援。</p> <p>(イ) 異年齢児との交流</p> <p>保育所の乳幼児や児童養護施設の児童等と児童館利用児童との交流による異年齢児との人間関係を構築する活動。</p> <p>(ウ) 引きこもり・不登校等児童に対する支援</p> <p>児童委員等との連絡や巡回相談等による引きこもり・不登校等児童の状況等の把握及びこれらの児童に対する指導。</p> <p>(エ) 思春期児童の養育の支援</p> <p>情緒不安定な思春期児童を抱える保護者に対する思春期児童対応講座等を開催等思春期児童の養育に関する保護者交流グループの育成・支援。</p> <p>(3) 職員の配置</p> <p>社会福祉士、保育士、児童の遊びを指導する者及び児童指導員のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。</p>	
--	--

4 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 市町村が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、
都道府県が補助する事業
- (2) 指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）又は助成する事
業

(削除)

別添 4

地域子育て環境づくり支援事業実施要綱

1 趣 旨

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して研修等を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する。

4 費 用

都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

地域組織活動育成事業実施要綱

1 趣 旨

児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、地域組織（3に掲げる母親クラブ、子育てサークル等をいう。）とする。

3 組織及び運営

地域組織活動の組織及び運営は、次により行うものであること。

(1) 地域組織は、母親の連帯組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体（母親クラブ、子育てサークル等）とし、1組織の会員は、概ね30人以上とすること。

(2) 地域組織には、会員の互選により会長、副会長、委員等の役員を置くとともに、その運営は会員の協議により行うものとする。

(3) 地域組織の活動は、児童厚生施設やその他の公共施設と有機的な連携をもつものとする。

(4) 地域組織は、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする。

(5) 地域組織は、その収入及び支出の状況を常に明確にしておくこと。

4 活 動

地域組織は、地域における児童福祉の向上を図るため次の活動を行うこと。

(1) 親子及び世代間の交流、文化活動

「家庭の日」を設けたり「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。

(2) 児童養育に関する研修活動

児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する。

	<p>(3) <u>児童の事故防止等活動</u> <u>地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動、犯罪の被害から守るための活動等の奉仕活動を行う。</u></p> <p>(4) <u>その他、児童福祉の向上に寄与する活動</u> <u>なお、地域組織等の活動に際しては、地域組織等の年間活動計画を策定し、地域の理解と協力を得るよう広報等に努めるほか、必要に応じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること。</u></p> <p>5 <u>費用</u> <u>国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</u> (1) <u>市町村が助成する事業に対して、都道府県が補助する事業</u> (2) <u>指定都市及び中核市が助成する事業</u></p>
--	--

子どもの安全確認・安全確保の徹底について

◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

48時間ルールの徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

臨検・搜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

児童虐待防止対策の強化について（平成22年の主な対策）

【背景】

- 平成22年に入ってから、相次ぐ児童虐待の疑いによる死亡事件。
- 平成21年度の児童相談所の虐待相談対応件数は過去最高 44,211件
- 平成20年度の虐待による死亡事件は過去最高 64件（心中を除く）
- 住民の特定できない死亡事件の発生



児童虐待による死亡事件の再発防止のため、以下の取組を特に実施

1 児童の安全確認の徹底

- ・虐待の通告のあった子どもの安全確認の徹底を全国の児童相談所に指示
 - 平成22年8月2日通知発出。8月26日児童相談所長会議でも徹底。
- ・虐待通告のあった事例についての安全確認の実施状況について調査結果を公表
 - 平成22年9月30日公表。
- ・居住者が特定できない事案における出頭要求、立入調査、臨検・捜索等の手法を提示
 - 平成22年8月26日通知発出。児童、保護者の氏名が特定できなくても出頭要求等が可能な旨を明示。
- ・虐待通告のあった児童の安全確認手引きを作成
 - 平成22年9月30日公表。安全確認が困難な事例についての対応・仕方、強制立入の手順等のマニュアル化)

2 関係機関との連携強化

- 学校等から市町村・児童相談所へ虐待の疑いのある子どもの出欠状況等の情報提供を行う仕組みの構築
→ 平成22年3月24日通知発出。
- 乳幼児健診未受診者の把握及び受診勧奨の徹底による母子保健分野と児童福祉分野の連携強化
→ 平成22年7月28日通知発出。
- 関係団体に、虐待の通告窓口の周知及び児童相談所の調査協力の依頼
→ 平成22年8月26日通知発出。福祉、保健、教育等の関係団体に加え、不動産業界やコンビニ業界等へも依頼。

3 死亡事例の検証

- 児童虐待による死亡事例等の検証結果を公表
→ 平成22年7月28日公表。地方公共団体や国への提言が盛り込まれる。

4 相談・通告窓口の周知徹底

- 政府広報等を活用した子育て相談や虐待通告窓口の周知徹底。11月の児童虐待防止推進月間において、集中的に広報。
→ 児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000

虐待通告を受けた児童の安全確認について

4月～6月の虐待通告13,469件、うち8月30日時点で安全が確認できないケースが261件

○児童の安全確認調査の結果

本年7月に大阪市で起きた2幼児死亡事件を受け、厚生労働省は都道府県や指定都市、児童相談所設置市に対し、4月1日から3カ月間の虐待通告件数と、直接目で確認した子どもの安全確認の状況を早急に調べて報告するよう求めた。当省が全国の虐待通告のあった子どもの安全確認の状況を取りまとめるのは初めて。

集計の結果、虐待通告を受けた件数は13,469件で、うち8月30日時点で安全が確認できていないケースが261件あることが判明。また、3月31日までに安全確認していないながら、その後子どもとの状況が分からなくなっているケースが27件あることが分かった。

集計結果の詳細は以下の通り。

- 1 児童相談所での安全確認の状況

4月1日から6月30日間の虐待通告件数	13,469件
うち、安全確認の必要あり	12,920件
8月30日時点で安全確認できず	261件
うち「住所等が特定できない」が238件で全体の9割。	

- 2 3月末日までに安全確認できていた子どもの再確認状況

6月30日までに子どもの姿を確認できず	254件
8月30日時点で安全再確認できず	27件

児童の安全確認の徹底に係る調査結果について

1 児童相談所における安全確認(児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により子どもを直接目視することにより行うことをいう。以下同じ)の状況

平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間に受理した虐待通告の件数	13,469件	
のうち、平成22年8月10日までに児童の安全確認が必要と認められた件数(本人が相談に来た場合など、その場で安全確認ができたものを除く)	12,920件	
のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全確認ができていない件数	12,641件	
のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全確認ができていない件数	279件	
内訳	住所等が特定できていない	243件
	訪問するが拒否	8件
	その他	28件
のうち、平成22年8月30日時点で、児童の安全確認ができた件数	18件	
内訳	家庭訪問により確認	9件
	立入調査により確認	-件
	出頭要求等により確認	1件
	その他	8件
のうち、平成22年8月30日時点で、児童の安全確認ができていない件数	261件	
内訳	住所等が特定できていない	238件
	行方不明	6件
	対応中	14件
	その他	3件

2 児童の安全確認ができた事例の再確認の状況

平成22年3月31日以前に受理した虐待通告で、そのときには児童の安全確認ができたものの、その後、平成22年6月30日までの間に子どもの姿が確認できない状態に陥っている件数	254件	
のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全再確認ができていない件数	158件	
のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全再確認ができていない件数	96件	
内訳	行方不明	18件
	訪問するが拒否	21件
	その他	57件
のうち、平成22年8月30日時点で、児童の安全再確認ができた件数	69件	
内訳	家庭訪問により確認	20件
	立入調査により確認	-件
	出頭要求等により確認	1件
	その他	48件
のうち、平成22年8月30日時点で、児童の安全再確認ができていない件数	27件	
内訳	行方不明	13件
	対応中	13件
	他の自治体へ転出	1件

「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」の概要

1. 趣旨

児童虐待による痛ましい死亡事件等が後を絶たない状況にあり、児童相談所が専門機関として対応に万全を期すことが必要である。

このため、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るために「子ども虐待の対応の手引き」(厚生省児童家庭局企画課長通知)に規定する「通告・相談への対応」及び「調査及び保護者・子どもへのアプローチ」を基に、対応における着眼点や工夫例等を盛り込み、児童相談所の執務の参考となる手引きを作成し、通知(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「虐待通告のあった児童の安全確認の手引きについて」(平成22年9月30日雇児総発0930第2号))するものである。

2. 主な内容

(1) 構成内容

児童相談所が、虐待通告を受理した時点から子どもの安全を確認するまでの一連の過程において生じる様々な問題を前提にして対応の手順を記載。

1. 児童の安全確認に関する基本的な考え方
2. 虐待通告受付時の対応の基本事項
3. 虐待通告があった場合の対応の基本事項
4. 安全確認における基本事項
5. 拒否的な保護者等への対応の参考例
6. 立入調査及び出頭要求並びに臨検・搜索についての基本事項
7. 立入調査に当たった際の留意点
8. 出頭要求・再出頭要求に関する留意点
9. 臨検・搜索に関する留意点
10. 平素からの警察との連携体制の整備

(参考1) 臨検・搜索に係る裁判所への許可状請求のための資料

(参考2) 安全確認ができないケースについての対応例

(2) 新たに盛り込んだ主なもの

1. 児童の安全確認に関する基本的な考え方を記載
2. 安全確認が行えない場合の対応方針を記載
3. 通告時、家庭訪問時、社会調査時等において取組事例などを対応の流れの中に記載
4. 平素からの警察との連携体制の整備について記載
5. 臨検・搜索を行った自治体の裁判官への許可状申請書類のリストを参考として記載
6. 自治体から報告のあった工夫事例の主なものを参考として記載

児童相談所全国共通ダイヤルについて

共通ダイヤル設置の背景

- 児童虐待による死亡事例の中には、近隣の方等が虐待の疑いを持っていたにも関わらず、残念ながら児童相談所等の関係機関に通告がなかったケースが散見される。
- また、相談者の利便性向上のため、どこかの地域に居ても、共通の電話番号によって近くの相談窓口で電話が繋がる仕組みの導入も強く求められている。
- このため、育児や子育てに悩んだ時や虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、躊躇せず児童相談所に相談できるよう、全国共通の番号によって管轄の児童相談所に電話を転送する、「児童相談所全国共通ダイヤル」を平成21年10月1日より開始。

共通ダイヤルの概要

1. 共通ダイヤルの番号

0570-064-000

PHSや一部のIP電話からはつながりません。
プッシュ信号が出せない電話からは郵便番号等の入力できません。
一部、本システムに未加入の地域があります。
(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます。)
→ 加入率 95.1% (平成23年1月25日現在)

2. 仕組み

1. の番号にかけると、発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所に電話を転送。

【主な転送パターン】

- ① 固定電話から発信した場合
 - ・ 発信した電話の市内局番等から管轄が特定できれば、そのまま児童相談所へ転送
 - ・ 特定できない場合は、ガイダンスに沿って発信者に居住地の地域番号を入力してもらい、管轄児童相談所を特定
- ② 携帯電話から発信した場合
 - ・ ガイダンスに沿って、発信者に居住地の郵便番号(7桁)を入力してもらい、管轄児童相談所を特定

児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

【研究会報告書のとりまとめ】

○ 法務省が主となって進めてきた「児童虐待防止のための親権制度研究会」(学者、弁護士、実務家、法務省、厚生労働省、最高裁判所事務総局等で構成)において、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて議論・検討が行われ、平成22年1月22日に報告書がとりまとめられた。

○ 報告書には、次の事項の論点整理等が盛り込まれている。

- ① 親権喪失制度の見直し、親権の一時的制限制度及び一部制限制度の創設等
- ② 施設入所等の措置又は一時保護が行われている場合に親権を部分的に制限する制度の創設等
- ③ 法人による未成年後見の導入、親権者等がない児童等についての親権行使の在り方
- ④ 接近禁止命令の在り方
- ⑤ 保護者に対する指導の実効性を高めるための方策
- ⑥ 懲戒権・懲戒場に関する規定の見直し

現行の親権制度は、民法において、親権を行う者は、子の監護及び教育(820条)、居所の指定(821条)、懲戒(822条)、職業の許可(823条)、財産の管理(824条)の権限を有すること。一方、親権喪失は、親権の濫用又は著しく不行跡がある場合として規定(834条)している。

現状では、

- ・ 懲戒権を盾に虐待を正当化する親の存在。
- ・ 親権者の親権と児童福祉施設長等の監護権の関係が明確でないため、児童の福祉に必要な措置をとることが困難。
- ・ 親権を止めるには親権の全てを喪失させる制度しかないため制度利用に躊躇。
- ・ 未成年後見人の引受手が少ない。

等々の問題が、児童福祉の現場等で生じている。

【審議会における検討】

- 法務省は、報告書を受けて平成22年3月25日から法制審議会「児童虐待防止関連親権制度部会」で検討を行い、平成22年12月に要綱案がまとめられ、今後、法制審議会より答申が得られる予定。
- 厚生労働省では、法務省の動きと併せて、児童福祉法等の改正が必要な事項について検討を行うため、平成22年3月31日から社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」で検討が行なわれ、平成23年1月に報告書がとりまとめられた。

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(抜粋)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための 親権の在り方に関する専門委員会報告書の要点

- 1 施設入所等の措置がとられている場合の施設長等の権限と親権の関係について
 - ① 施設長等が、入所中の児童等の福祉のために監護、教育及び懲戒に関する措置について親権者等が不当な主張をしてはならないこととする。
 - ② 親権喪失の審判に加え、親権停止の審判及び管理権喪失の審判についても、児童相談所長が家庭裁判所への請求をすることができるようにする。
- 2 一時保護中の児童相談所長の権限と親権の関係について
 - ① 一時保護中も、児童相談所長の監護、教育及び懲戒に関して、児童の福祉のために必要な措置をとる権限を明確にするとともに、上記1①と同様とする。
- 3 里親等委託中及び一時保護中の親権者等がいない児童等の取扱いについて
 - ① 里親等委託中及び一時保護中についても、親権者等がいない児童について、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が親権を行う仕組みを設けることとする。
- 4 一時保護の見直しについて
 - ① 2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴くこととする。

5 保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方について

① 児童福祉法第28条の審判において家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に、必要に応じて児童相談所から家庭裁判所に対して、勧告の内容を保護者に伝達するよう上申するなどの運用面での対応を図ることについて検討する。

6 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない親権者等がいない児童等の取扱いについて

- ① 現行の児童相談所長の未成年後見人の選任の請求やその際ににおける未成年後見人等があるに至るまでの間、児童相談所長が親権代行を行う仕組みの徹底を図る。
- ② 民法改正により複数の未成年後見人の選任が許容される場合には、未成年後見人の追加選任についても児童相談所長が請求できるようにする。

7 接近禁止命令の在り方について

- ① 一時保護や施設入所の措置がとられていない場合において、親の不当な介入により未成年者の福祉が害される場合には、適切に親権制限の請求や一時保護等を行うことの徹底を図る。
- ② 事実上自立した未成年者への親等の不当な介入に対しては、子の人格権に基づく妨害排除請求権又は妨害予防請求権としての面談強要等禁止を求め訴え及びその仮処分等が可能であり、その適切な利用が可能となるよう周知徹底を図る。

児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案

第1 親権の効力

1 監護及び教育の権利義務

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うものとする。

2 懲戒

- ① 親権を行う者は、第1の1の規律による監護及び教育のために必要な範囲内でその子を懲戒することができるものとする。
- ② 民法第822条の規定中、懲戒場に関する部分は削除するものとする。

第2 親権の喪失等

1 親権喪失の審判

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不适当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができるものとする。ただし、2年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでないものとする。

2 親権停止の審判

- ① 父又は母による親権の行使が困難又は不适当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、2年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定めるものとする。

3 管理権喪失の審判

父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができるものとする。

4 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し

第2の1本文、2①又は3の原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができるものとする。

第3 未成年後見

1 未成年後見人の数

民法第842条の規定は、削除するものとする。

2 未成年後見人の選任

- ① 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、民法第840条に規定する者若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができるものとする。
 - ② 未成年後見人を選任するには、未成年後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年後見人との利害関係の有無（未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成年後見人との利害関係の有無）、未成年後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならないものとする。
- ### 3 未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等
- ① 未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限を行使するものとする。
 - ② 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができるものとする。

③ 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができるものとする。

④ 家庭裁判所は、職権で、②及び③の定めを取り消すことができるものとする。

⑤ 未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その1人に対してすれば足りるものとする。

4 未成年後見監督人

① 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、未成年被後見人、その親族若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、未成年後見監督人を選任することができるものとする。

② 未成年後見監督人についても、第3の2②及び3と同様の規律とするものとする。

第4 その他

1 15歳未満の者を養子とする縁組

法定代理人が民法第797条第1項の承諾をするには、養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときは、その同意を得なければならぬものとする。

(注)民法第806条の3の規定は、1の同意についても適用するものとする。

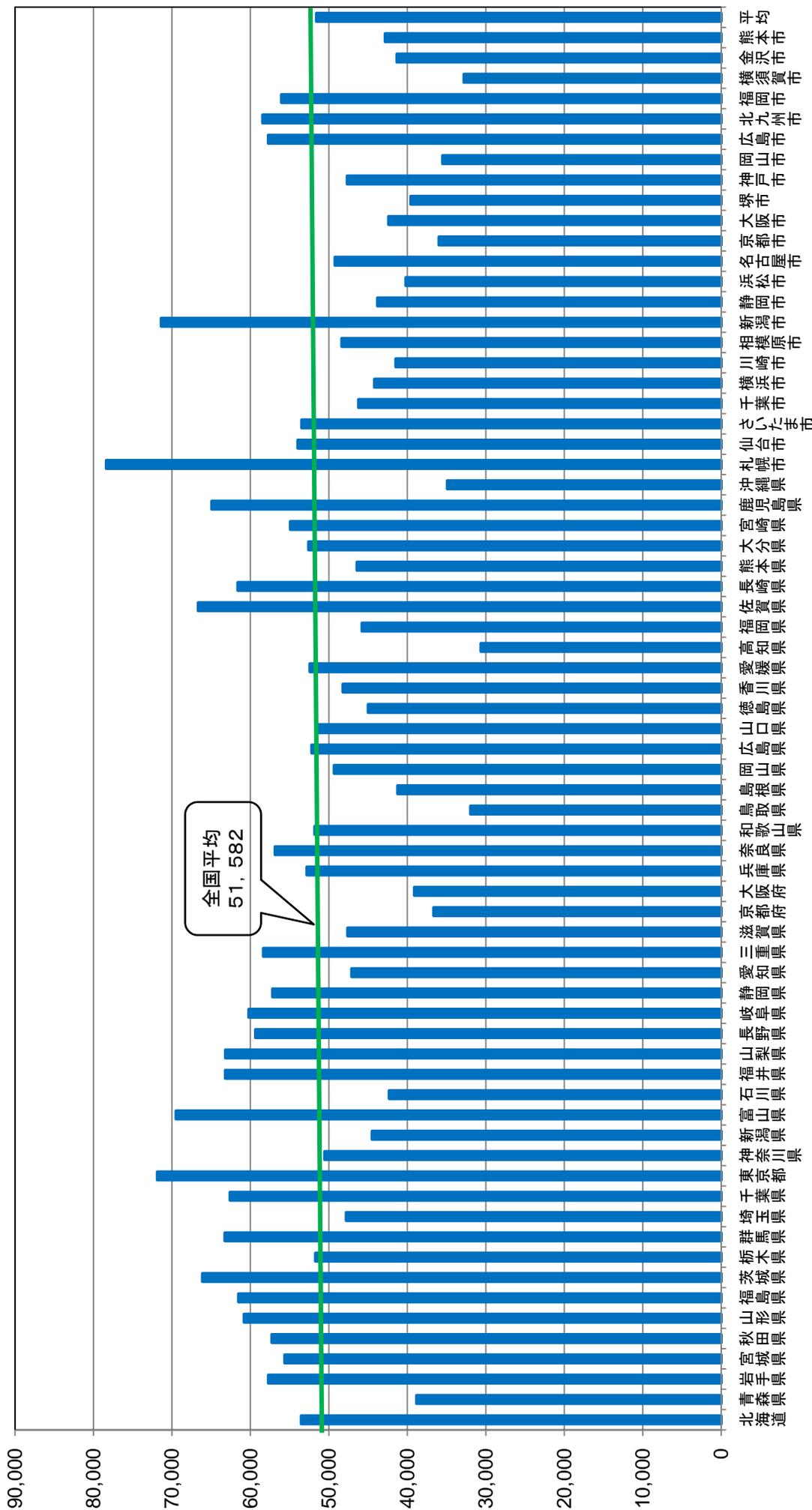
2 その他

その他関連する規定について、所要の整備を行うものとする。

平成22年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口

○ すべての自治体で、児童福祉法施行令第2条に定める児童福祉司の配置標準(5~8万)を満している。
 (人口は、平成17年10月1日国勢調査)

5~8万 37 自治体
 5万未満 32 自治体



平成22年度補正予算【安心こども基金の積み増し・延長】

社会全体で子育てを支える社会を実現するとともに、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、待機児童ゼロ等を目指す「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）の達成に必要な取り組みを促進し、保育サービス等の基盤整備を図る。

安心こども基金について、積み増すとともに実施期限を延長する

平成23年度末まで延長。なお、保育所の整備事業等については、23年度中に工事に着手し、24年度に完了等が見込まれる場合には助成対象とする。

積み増し・延長の概要<積み増し額1000億円(厚労省分968億円,文科省分32億円)>
2700億円 → 3700億円
(厚労省分2591億円,文科省分109億円) (厚労省分3559億円,文科省分141億円)

保育サービス等の充実 600億円 (厚労省分568億円,文科省分32億円)

待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施（年間約5万人の受入れ定員増）

すべての家庭を対象とした 地域子育て支援の充実 300億円

地域の創意工夫により地域の子育て力を育む取組等を充実

児童虐待防止対策の強化 100億円

子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上 など

社会的養護の推進

児童養護施設等の生活環境の改善、職員の資質の向上、退所児童等の就業支援 など

ひとり親家庭等の支援

厳しい雇用情勢下で、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援 など

(事業の継続)

安心こども基金における「児童虐待防止対策の強化」について

内 容

安心こども基金の積み増し・延長を行い、児童の安全確認等のための体制強化など、平成23年度末までの児童虐待防止対策の強化を図る。

予算額：100億円

補助率：定額（10／10）

- ① **児童の安全確認等のための体制強化**
虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認等強化のための補助職員の配置
- ② **児童虐待防止対策強化のための広報啓発**
児童虐待の通告先等の周知や意識啓発等の広報啓発の実施
- ③ **児童虐待防止対策強化のための資質の向上**
児童相談所や市町村職員等の資質の向上や児童の安全確認等の実践力向上のための研修等の実施
- ④ **児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善**
備品の整備、システム環境の構築、改修
- ⑤ **児童虐待防止緊急対応強化の取組**
児童虐待防止対策の創意工夫に満ちた取組の実施

平成22年度「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」都道府県別実施状況

	市区町村数	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		養育支援訪問事業		市区町村数	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	養育支援訪問事業	
		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率			実施市区町村数	実施率
北海道	179	160	89.4%	103	57.5%	19	17	15	78.9%
青森県	40	34	85.0%	15	37.5%	26	21	19	73.1%
岩手県	34	34	100.0%	28	82.4%	43	34	34	79.1%
宮城県	35	35	100.0%	31	88.6%	41	41	28	68.3%
秋田県	25	23	92.0%	9	36.0%	39	28	21	53.8%
山形県	35	34	97.1%	21	60.0%	30	27	15	50.0%
福島県	59	54	91.5%	32	54.2%	19	19	15	78.9%
茨城県	44	44	100.0%	29	65.9%	21	21	16	76.2%
栃木県	27	27	100.0%	20	74.1%	27	27	27	100.0%
群馬県	35	33	94.3%	22	62.9%	23	23	15	65.2%
埼玉県	64	56	87.5%	35	54.7%	19	19	13	68.4%
千葉県	54	46	85.2%	28	51.9%	24	23	15	62.5%
東京都	62	49	79.0%	48	77.4%	17	17	9	52.9%
神奈川県	33	26	78.8%	19	57.6%	20	17	9	45.0%
新潟県	30	30	100.0%	18	60.0%	34	21	16	47.1%
富山県	15	15	100.0%	9	60.0%	60	48	33	55.0%
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%	20	19	12	60.0%
福井県	17	15	88.2%	7	41.2%	21	21	15	71.4%
山梨県	27	25	92.6%	20	74.1%	45	36	18	40.0%
長野県	77	67	87.0%	37	48.1%	18	16	10	55.6%
岐阜県	42	40	95.2%	23	54.8%	26	17	7	26.9%
静岡県	35	34	97.1%	21	60.0%	43	28	13	30.2%
愛知県	57	55	96.5%	40	70.2%	41	39	14	34.1%
三重県	29	27	93.1%	18	62.1%	1,750	1,561	1,041	59.5%
全国計						1,789	1,512	996	55.4%

※ 都道府県には政令市・都市・中核市を含む。

※ 雇用均等・児童家庭局総務課調(平成22年7月1日現在)

研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童相談所長研修(前期)	新任児童相談所長	4月20日~22日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所・情緒障害児短期 治療施設・医療機関等 医師専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療 機関等で児童虐待に携わる医師	5月25日~26日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所医師専門研修	児童相談所に勤務する医師	5月26日~27日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応研修指導者 養成研修	児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調 整機関の職員及びこれらの機関を所管する本 庁の職員で、都道府県・政令市から研修講 師、企画立案担当予定者として受講の推薦を 受けた者	6月7日~10日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司 指導者基礎研修	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員等の 部下職員を指導する立場に就いた課長・係長 もしくはこれらに準ずる職にあたる職員で、 児童相談所経験が5年に満たない者(児童相 談所長、児童福祉司SV研修、児童心理司SV 研修の受講資格を満たす者は除く)	6月21日~6月24日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年を満たした児童相談 所児童福祉司スーパーバイザー	7月5日~8日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応合同アドバンス 研修(青森県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及 び児童相談所の市町村支援担当者等で、より 高度なステップアップ研修を必要としている 者	7月26日~27日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	青森県
教育機関と児童相談所職員の 合同研修	学校や教育委員会及び児童相談所職員で、児 童虐待対応に携わる者	8月3日~5日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童心理司 スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年を満たした児童相談 所児童心理司スーパーバイザー	9月13日~16日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
情緒障害児短期治療施設職員 指導者研修	情緒障害児短期治療施設で基幹的職員など指 導的立場にある主任指導員、主任心理士、主 任保育士等	9月27日~29日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
公開講座	子ども虐待防止等に関心のある方	10月11日	子どもの虹 情報研修センター	未定
治療機関・施設専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・小児 精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携 わる職員	10月11日~14日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員など指導的立場に ある主任指導員、主任保育士、家庭支援専門 相談員、個別対応職員等	10月25日~28日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所長研修(後期)	同研修(前期)に参加した児童相談所長	11月16日~18日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司・中堅児童心理司 (児童相談所経験3年以上5年以下)	11月16日~18日 (3日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
地域虐待対応合同アドバンス 研修(大分県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及 び児童相談所の市町村支援担当者等で、より 高度なステップアップ研修を必要としている 者	12月6日~7日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	大分県
児童福祉施設指導者合同研修	乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等 の児童福祉施設で基幹的職員など指導的立場 にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専 門相談員、個別対応職員等のうち、施設経験 5年を満たした者	12月14日~16日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所・児童福祉施設職 員合同研修	児童相談所・児童福祉施設経験3年を満たし た者	1月18日~20日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	児童相談所の中堅クラスの児童福祉司又は児 童心理司で、児童相談所経験3年を満たした 者	1月24日~27日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員など指導的立場にある主 任保育士・家庭支援専門相談員等	2月7日~10日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童福祉施設心理担当職員合 同研修	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、 情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設 等に勤務する心理担当職員	2月22日~24日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応合同アドバンス 研修(兵庫県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及 び児童相談所の市町村支援担当者等で、より 高度なステップアップ研修を必要としている 者	3月6日~7日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	兵庫県
テーマ別研修「ネグレクト」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で 指導的立場にある者	3月14日~16日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親対応担当職員等	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
児童相談所一時保護所指導者 研修 ※研修名の変更があり得る	一時保護所において指導的立場にある者	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
思春期問題対応関係機関職員 研修 ※研修名の変更があり得る	思春期問題対応関係機関職員	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
児童福祉司任用資格認定 講習会	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定す る業務に携わる市町村の職員及び同法第25 条の2に規定する要保護児童対策地域協議会 の構成員であって、学校教育法第52条によ る4年制大学を卒業した者又は平成23年3 月に卒業見込みの者	4月1日から1年間通信教育及び スクーリング10月24日~28日 (5日間)	全国社会福祉協議会 中央福祉学院	神奈川県 三浦郡葉山町